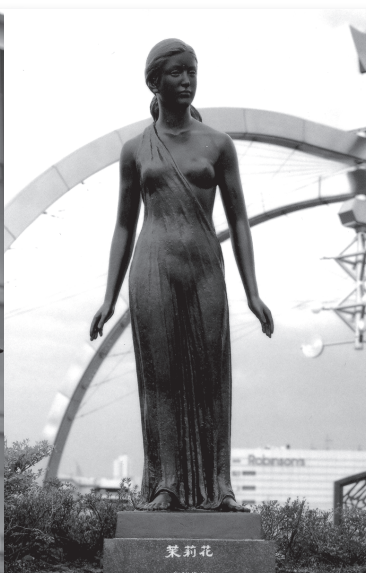
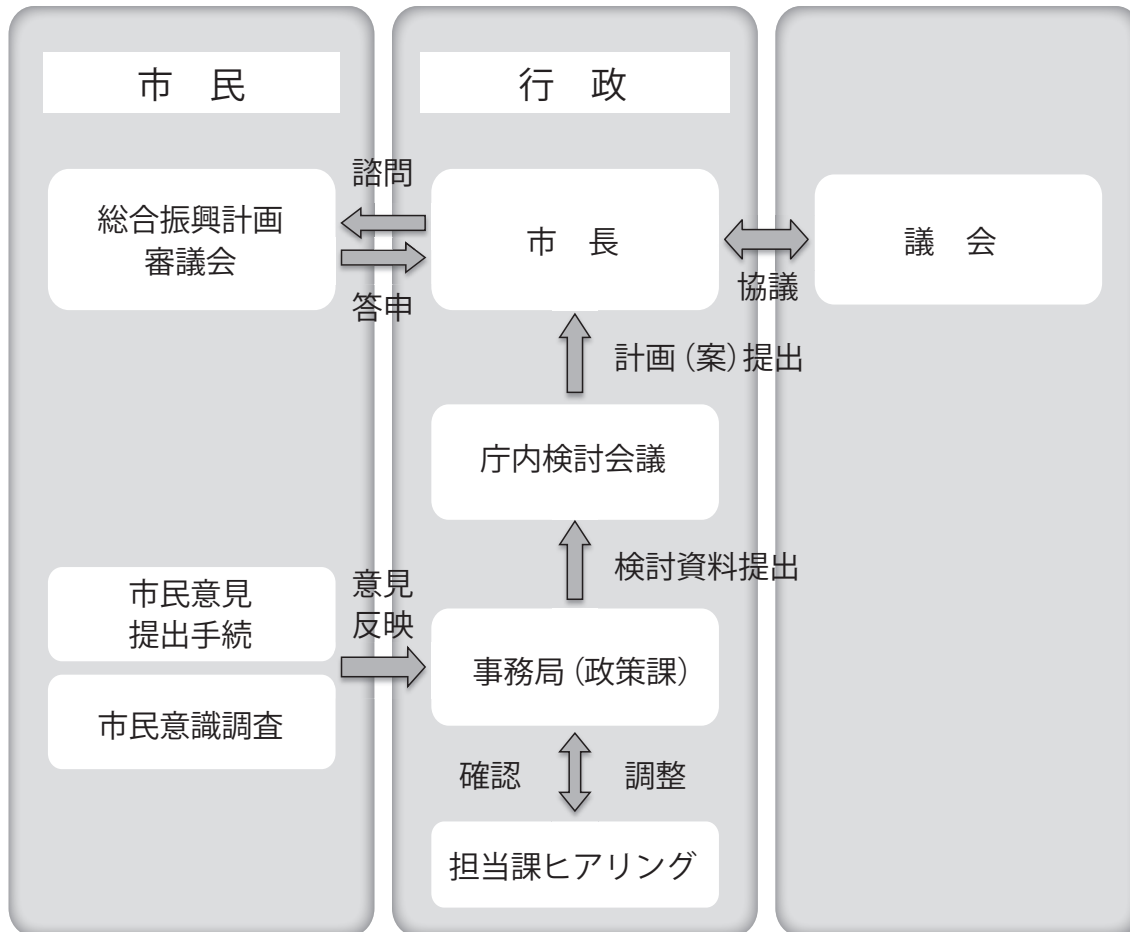


資料編



1. 策定体制



2. 市民の意見の把握

春日部市総合振興計画は、「市民意見提出手続」「アンケート調査」などを行い、さまざまな立場にある人々の意見を聞きながら、将来のまちづくりに向けて大切にすべきことを話し合い、策定しました。

以下では、まずそれぞれの概要を示し、続いて「市民意見提出手続」で出された主な意見、さらに「アンケート調査」でいただいた代表的な自由意見を紹介します。

(1) 市民の意見の把握の方法

① 市民意見提出手続

春日部市後期総合振興計画（案）を市ホームページ、市政情報室、市内公共施設などで公開し、意見を募集しました（結果の詳細は市のホームページなどで公表）。

- 意見募集 平成 24 年 10 月 1 日（月）～ 平成 24 年 10 月 31 日（水）
- 意見数 7 名より延べ 67 件

② アンケート調査

春日部市総合振興計画策定にあたり、市政に対する市民の満足度、まちづくりに対する意向などを把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的にアンケート調査を実施しました（主な調査結果については、本書第 1 編「第 4 章 市民意識の動向」参照。詳細な調査結果については、市民意識調査報告書として市ホームページなどで公表）。

	市民意識調査	転出者アンケート	転入者アンケート
調査地域	春日部市全域		
調査対象	20歳以上の市民の中から男女・年齢・地区別に3,000人を住民基本台帳より無作為抽出	調査期間中に春日部市役所、武里出張所、庄和総合支所の窓口で住民票の異動手続きをした方	
調査方法	郵送配布・回収	手続きに来庁した転出入者に直接手渡し、回収箱、あるいは郵送で回収	
調査期間	平成23年11月28日～12月14日	平成23年11月24日～12月22日	平成23年11月24日～12月22日
主な調査内容	前期基本計画76施策についての満足度・重要度 春日部市のイメージ像、愛着度、定住意向	転出・転入の理由、今後まちづくりで力をいれていくこと、今後まちづくりに期待すること	
配布数・回収状況	配布数：3,000票 回収数：1,204票 回収率：40.1%	配布数：242票 回収数：90票 回収率：37.2%	配布数：253票 回収数：73票 回収率：28.9%

(2) 市民意見提出手続で出された意見の反映状況

※ 下線部は本文に反映した箇所を示しています。

①「第1編 第1章 はじめに」について

意見の概要	市の考え方
まちづくりの枠組みの将来人口（目標人口25.5万人）は、どう考えても達成できないばかりか、想定外の人口減が進んでいます。したがってこの数字は削除すべきです。	市としては、これまでも定住人口の増加に向けたさまざまな取組を行ってきております。人口減少期に入った我が国において、目標人口25.5万人は、高いハードルと理解しておりますが、後期基本計画では、重点プロジェクトで位置つけた各事業を積極的に推進し、これまで以上に戦略的な情報発信やシティセールスを行い、人口増加に努めていきたいと考えております。
基本構想の理念に「日本国憲法と地方自治法を生かす」という規範を挿入すること。「幸福追及権、生存権、基本的人権、国民主権をはっきりさせることと、地方自治法の目的である「福祉の充実」を実現すべきだと思います。	日本国憲法と地方自治法を遵守し、行政を執行することは、地方公共団体としては当然のことです。また、後期基本計画では福祉の充実を重要な課題と捉えて、重点プロジェクトにおいても多くの施策を位置づけております。

②「第1編 第2章 本市を取り巻く社会経済情勢」について

意見の概要	市の考え方
春日部市が将来的に財政安定するためには、「川まるごと」再生を基本にした（春日部市・杉戸町・宮代町・松伏町）の1市3町で当面は中核都市づくりに邁進し、遠からず訪れるであろう道州制を想定した、35万人の「単独・春日部区」に向けた基盤づくりが望ましく、当面は近隣自治体とその協議を準備すべく段取りに取り係る時代になって来たのです。	まずは、後期基本計画を着実に実行することで、基本構想で掲げた目標人口25.5万人の達成を目指していきたいと考えております。その中で、30万人以上の中核市の実現が見えてくるものと考えておりますが、合併は、関係市町のさまざまな条件や環境を整える必要がありますので、十分な検討を要するものと考えております。

③「第1編 第3章 本市の現状」について

意見の概要	市の考え方
・「総人口の動向と都心からの距離」について、都心から35km程度しか距離がない割には東武鉄道の所要時間がかかりすぎている。半蔵門線直通の快速を設定した場合押上まで30分が可能だし、日比谷線直通に急行を設定すれば上野まで乗り換えなしで40分が可能。自治体としてももう少し東武鉄道に対しプッシュした方がいい。	・春日部駅から都心（新宿駅や東京駅）までの所要時間は、時刻表から一般的な時間を示したものです。東武鉄道に対しては、今後とも春日部駅の利用者の利便性を高める列車のダイヤや運行種別などを設定していただけるように働きかけてまいります。
・「2年齢構成・世帯」について、高齢化の一番の問題は武里団地の空洞化ということ。住居の高層化でせんげん台寄り半分くらいの面積に集約すべき。 ・武里駅から南側の住居エリアと接続させるようにレイクタウン規模のショッピングモールを誘致する。現役世代人口を確保するためにベッドタウンを目指す方がいい。子育て世代の主婦の雇用を商業施設で確保できる。	・本市では、緑豊かな武里団地の住環境を維持しながら、多様な世代が安心して暮らせる活力あるコミュニティを目指しており、今後も居住者や都市再生機構と連携を図りながら、団地の再生を進めていきたいと考えております。また、官学連携事業を推進し、高齢化が進んでいる武里団地のにぎわいと交流づくりを積極的に支援しており、今後ものにぎわいと交流づくりを推進していきたいと考えております。一方、本市の産業指定エリアである、国道4号と16号の交差点付近に、平成25年にイオンモールが開業予定となっております。このように、積極的に企業誘致を進めることで、雇用の創出を図っていきたいと考えております。

意見の概要	市の考え方
・「6交通機関の利用動向」について、駅から遠い地域の交通網の整備が遅れている。結局高齢ドライバーが増え続けてしまうだけで、交通安全の確保も困難になっていく。地球規模の環境を考慮した場合、富山市で成功しているＬＲＴの導入を考えてもいいと思う。松江市などは街の規模が当市よりも小さいがＬＲＴの導入検討しているくらいだし、カープリーの推進にも寄与するはず。	・市内公共交通につきましては、現在のところ、既存の公共交通機関を維持活用し、公共交通ネットワークを総合的に充実させることが重要と考えております。また、このような考えからＬＲＴの導入は検討しておりません。
・現状分析、将来予測などは想定内だと思いますが「少子高齢化、人口減、多死化」という問題の要因はなにかをしっかりと押える項目を立てるべきです。少子化、高齢化、人口減、多死化の各要因などははっきりさせないと第2編の分野別計画は説得力を持たず、明るい未来が見えてこないと思います。 ・市民意識調査では、転入者の回答は交通の利便性、親との同居、住宅事情、買物の利便性が上位を占めているので、こうした取組をさらにすすめることです。これは転出した際の理由も同じで、市はまだまだ利便性に欠けると思われているようです。したがって今後の5年間は、住宅事情の良さ、交通や買物の利便性の良いまちづくりが柱になることだと思います。	・後期基本計画では、前期基本計画時に比べて精密な現状分析を行っております。その中で、人口の変化の要因はさまざまありますが、後期基本計画では市の魅力を高めて、多くの人を訪れたい、住みたいと思うまちづくりを進めたいと考えております。そのためには、ご指摘のとおり、交通や買物の利便性を高めることも重要なことの一つであると考えております。

④「第2編 1-1-1 子どもの健やかな成長の支援」について

意見の概要	市の考え方
・「身近な地域における子どもの居場所・遊び場づくりを推進する」のであれば、「児童センターを小学校区ごとに造るよう努力します。」と、付け加えてほしい。子育て日本一というすばらしいスローガンに見合った中身になると思う。既存の施設（児童センター）の活用だけでは、前期と変わらない。ぜひ加えてほしい。子どもを大切にすることで未来がとても明るくなると思います。	・児童館の整備については、春日部市次世代育成支援行動計画の後期計画において、平成26年度までの整備目標箇所数を3カ所としております。現段階では、3つの児童センターを核に事業の充実を図り、3館の機能を最大限に発揮できるよう対応してまいりたいと考えており、現在のところ、新規開設の予定はありません。

⑤「第2編 1-1-2 子育てに係る負担の軽減」について

意見の概要	市の考え方
子育て家庭への経済的負担の軽減に以下追加 ・子どもの医療費の対象年齢を18歳に引き上げる ・保育料の軽減策を考える ・一人親家庭の軽減策を考えるとともに養育費がもらえない家庭には相当額を助成する ・保育所の送迎などの利便性をはかるため、駅周辺にワンストップサービス施設を（駅の施設に子どもを預けて出勤できるようにする）	・子育て家庭への経済的負担の軽減は重要な施策であると考えておりますが、いずれのご提案も多大な費用負担を伴うものであり、他の施策とのバランスをとる中では、今後5年間で行うべき具体的な事業としては記述することができないものと考えます。市としては後期基本計画の中では、「子育て家庭への経済的負担の軽減」に挙げた各施策を着実に実施していきたいと考えております。

⑥「第2編 1-2-2 生活保護と自立の支援」について

意見の概要	市の考え方
生活保護制度の適切な運用の施策で、「医療扶助が増加していることから、頻回受診などに対する適正受診指導を強化するとともにジェネリック医薬品の使用促進に努めます。」とあるが、ジェネリック医薬品は生活保護受給者だけでなく、多くの市民に使用して欲しいというのであれば理解できるが、なぜ、生活保護受給者に限定して特別にしているのか、理解できない。全市民を対象とするなら、1-5-2 病気の予防と早期対策の充実や、1-5-3 保険事業の推進などにもジェネリック医薬品の使用を書き込む必要があるのではないか。	市としては、ジェネリック医薬品の使用については、これまでも国民健康保険の保険者として、また医師会や薬剤師会を通じて、広く普及啓発を図っております。ジェネリック医薬品の使用促進については、ご指摘のとおり、生活保護受給者に限定された施策ではないので、文章を次のように改めました。 「<u>医療扶助が増加していることから、頻回受診などに対する適正受診指導を強化します。</u>」

⑦「第2編 1-3-4 高齢者の生活支援」について

意見の概要	市の考え方
- 認知症サポーターを市民の5%（数値目標）にする。 - 一人暮らしや老夫婦世帯の見守りネットワークをつくる。（民生委員、事業所（新聞店やガス会社）町会まかせにしない。 - 高齢者保健福祉計画にもかかわる配食サービス、緊急通報システムなど利用制限（住民税非課税のみ）を設けずに希望者とする。とくに独居で認知症の市民に心を配る。	地域ぐるみで高齢者が元気にいきいきと暮らせる環境を整備することは、後期基本計画では重点プロジェクトとしても位置づけており、大変重要であると考えております。個別の施策については、「高齢者の生活支援」に挙げた、在宅福祉サービスなどの充実や高齢者の見守り体制の充実などの各施策を着実に実施していきたいと考えています。

⑧「第2編 1-5-1 生涯にわたる健康づくりの推進」について

意見の概要	市の考え方
・国が示している「健康日本21」の目標をかかげる。 ・とくに「がん検診」「特定健診」の受診率を高めるために、費用の軽減または無料を目指す。また対象者に個別の案内を送り、未受診者への督促状を送るなど市民の「いのちとくらしを守る」柱とする。 ・健康づくりに努力する市民への「ごほうび制度」を設ける。例えば禁煙したら500点、毎日歩いた人に500点のように。激励しながら健康寿命（平均72歳）を高めること。 ・健康づくりに欠かせない「食事、運動、睡眠」などの援助ができる「保健委員（仮称）」を町会単位でつくり援助する。市民の5%目標。 ・健康づくりをすすめるため「健康づくり日本一宣言」を行う。 ・膨大な高血圧症患者、糖尿病患者、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）などの特別対策をとる。 ・「健康診断は社会人としての責任」というパンフレットをつくり、啓発する。	・市民の健康意識を高めることは重要なことであると考えております。市としては後期基本計画の中では、「健康づくり事業の充実」に挙げた各施策を着実に実施していきたいと考えています。また、健康づくりを推進する具体的な施策については、現在策定中の「健康づくり計画及び食育推進計画」の中で、検討してまいります。

⑨「第2編 1-5-2 病気の予防と早期対策の充実」について

意見の概要	市の考え方
・「早期発見・早期治療体制の充実」および「保健対策事業の充実」の施策で、県内の多くの自治体が行っているように検診・健診の受診率を上げるためにも「人間ドックの補助」の再開をするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。	・ご指摘の人間ドックに対する補助については、健康保険の各保険者が実施主体となるものです。国民健康保険の保険者として、本市は特定健診と各種がん検診を合わせて受診いただくことで、人間ドックと同程度の健診内容になるようにしております。今後においても、まずは1-5-3「適正な健康保険事業の推進」の成果指標にもあるとおり、特定健康診査の受診率向上を図ってまいります。

⑩「第2編 1-5-3 適正な健康保険事業の推進」について

意見の概要	市の考え方
・「市民が安心して医療を受けることができるよう、収支の均衡を図り、国民健康保険の健全な運営に努め、<u>一般会計からの繰入金の縮減を図ってまいります。</u>」とあるが、一般会計からの繰入金が縮減されれば、国民健康保険税が高くなってしまう。 ・健康保険の健全運営の項は全面削除。もっと「健診受診率が低い要因」を調査して、引き上げる策こそ計画に値すると考える。	・市民に安心して医療を受けていただくことが何より重要だと考えており、そのためには今後も国民健康保険の健全運営に努めてまいります。しかし、この施策は繰入金を減少させることを推進している施策ではないので、文章を次のように改めました。 「市民が安心して医療を受けることができるよう、<u>一般会計からの繰入金の縮減を図るなど、国民健康保険の健全な運営に努め、収支の均衡を図ってまいります。</u>」
・国保の人間ドックの再開はもっとも大切なものです。凍結は「自治体の不作為の罪」です。	・本市の国民健康保険においては、特定健診と各種がん検診を合わせて受診いただくことで、人間ドックと同程度の健診内容になるようにしております。今後においても、まずは特定健康診査の受診率向上を図ってまいります。
・国保財政の適正化という言葉はなじまない。適正の反対は不正だと思いと削除すべきです。 ・「医療費の適正化を図り、保険給付費の伸びを抑えるとともに、保険資格の適正化や税の未納者への働きかけを強化していきます。」とあるが、保険資格の適正化とは何か。保険証の取り上げなど、決してすべきではないが、適正化とは資格証の発行であったりしてはならないと考える。	・国保加入者の方々に安心して医療を受けていただくためには、国民健康保険の健全運営を維持しなければなりません。そのためには、今後も負担の公平性を確保し、国民健康保険制度に基づいた的確な対応を進め、適切な運営管理に努めてまいります。

⑪「第2編 1-5-4 地域医療提供体制の充実」について

意見の概要	市の考え方
春日部市立病院が地域医療の中核を担うために医師や看護師の確保に努め診療体制の充実を図ってきていること、新病院建設に向けて着実に歩みを進めていることに敬意を表します。とくに全国的な医師不足のなかで小児科医師を増やし小児医療の充実を図り、小児科・産科の休診を短期間に再開したことを評価します。	市立病院を中心とした地域医療の充実に向けた取組にご理解をいただき、ありがとうございます。
「市内の小児救急体制を整備し、フルタイム診療の実現に取り組みます」と述べ、「小児休日夜間初期救急診療所の開設」は現状値「0カ所」、平成29年度目標「1カ所」とのことですが、低い目標値であり、開設まではどのような対応をするのか心配です。具体策を示してください。	地域医療、とくに小児救急医療を充実させていくためには、休日夜間を通じて切れ目のない医療体制を確保・構築していくことが重要であると考えています。成果指標②の表記については診療所を新たに設置するものとの誤解を生じないようにするため、文章を次のように改めます。 「成果指標：②小児土日休日夜間初期救急診療の実施数 指標値の根拠：<u>土日休日の夜間において小児初期救急患者を診療する体制を確保することを目標とします。</u>」
小児医療センターのさいたま新都心への移転が県の方針として出されており、こうした状況の変化を施策にどのように取り入れていくのか。小児の専門病院として貴重な存在であり、3次救急医療を担う病院として重要な小児医療センターとの連携をどのように考えているのか具体的に示してください。	小児医療の充実は子育て環境の整備においても重要であり、3次救急医療施設としての小児医療センターとの連携は必要であると考えております。また、市としては1次および2次の救急医療体制の充実に努めてまいります。
新病院でのNICUをはじめ周産期医療の充実はもちろん、現状の改善に向けての具体的な施策を示してください。	具体的な施策は、今後市立病院において計画的に実施するよう努めてまいります。

・「看護専門学校による看護師の育成」の施策について、全国的な看護師不足のなかで、市立の看護専門学校を持っていることは重要です。私たち市民も誇りに思います。学生の定員増を図り、地域医療に貢献できる看護師の育成を期待します。	・看護師は医療活動において重要な役割を担っており、平成21年度に1学年30名から1学年40名に定員増を図ったところですが、今後も引き続き地域医療に貢献できる看護師の育成に取り組んでまいります。
・「市民・地域の協力」の項目で、「医療機関の公共性に配慮した適切な利用が求められます。」と記載されており、市民としても協力が必要と思います。しかし、市民・地域が協力をしていくためには市立病院の方針や役割、地域の医療機関との連携、病院の上手なかかり方などを市民にわかりやすく知らせていくことが大事だと思います。市民に向けての周知を工夫してください。	・病院の上手なかかり方などをわかりやすく広報・啓発していくことは大変重要だと考えております。「かかりつけ医の普及・定着」に挙げた施策などを通じて、市民の皆様に広くご理解いただけるよう努めてまいります。

⑫「第2編 1-5-5 市立病院の再整備と医療サービスの充実」について

意見の概要	市の考え方
・新病院が地域の拠点病院として、また公立病院として、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療などの政策医療を担い、安心・安全で良質な医療サービスを提供するという目的には大賛成です。再整備計画に示された内容をぜひ具体化してください。	・市立病院を中心とした地域医療の充実に向けた取組にご理解をいただき、ありがとうございます。新市立病院の具体的な計画は、市立病院再整備計画の中で検討してまいります。
市立病院の役割から、以下の点を追加する。 ・精神科の充実（認知症やうつ病の増加） ・リハビリ病棟の充実 ・市民が支える市立病院の建設と運営 （市民参加の建設委員会（その後運営委員会）） （市民債での費用分担） （医師・看護師などの医療従事者さがし（子や孫にいるかも））	・ご提案の個別具体的な項目については、市立病院の再整備計画とあわせて研究したいと考えております。市としては、「市立病院の再整備」に挙げる各施策を着実に実施し、医療環境の整備に努めてまいります。

・成果指標について、それぞれの項目ごとに現状値、目標値が示され、指標値の根拠も示されていますが、その根拠は抽象的で本当に目標値が達成できるのか疑問です。具体的な施策を早期に示してください。	・目標値は過去の実績や今後の政策の動向などを踏まえて設定しております。目標値を達成するための具体的な施策は、今後市立病院において計画的に実施するよう努めてまいります。
・周産期医療、緩和ケア、感染症対策、災害医療、リハビリテーションの充実など、新規事業については具体的な計画を示してください。	・具体的な施策は、今後市立病院において計画的に実施するよう努めてまいります。
・地域医療体制の充実、市立病院の再整備計画を実施するためには職員の確保、離職防止とともに、専門職としての質の向上が重要だと思います。全国的な医師・看護師不足のなかでどのように専門職を確保していくのか、超過勤務をせざるを得ない現状のなかでどう教育・研修を充実していくのか、具体的な施策を示してください。	・具体的な施策は、今後市立病院において計画的に実施するよう努めてまいります。
・現在標榜している科でも、神経科は休診、皮膚科は水曜日休診です。新病院での充実はもちろんですが、早期に診療体制を整えてください。	・市立病院の再整備に合わせて診療科目や体制についても見直しを考えております。
・方針、計画で示されたことを達成するためには財源をどうするかが重要です。不採算部門については市からの繰り入れを行うなど、どう財源を確保するのか具体的な計画を示してください。職員にしわ寄せがいくような効率化では、専門職としての力が発揮されないばかりか、疲弊してやめてしまうことにもなりかねません。人員不足の悪循環を作らないような施策を示してください。	・小児医療や救急医療などに対する市の一般会計からの負担金は、これまでも病院会計に繰り入れられており、今後も引き続き負担をしてまいります。また、医師・看護師が意欲を持って働けるよう、環境の改善に努めてまいります。

市立病院が市民に親しまれ、信頼される病院になるために、「開かれた病院づくり」をしてほしいと思います。新病院建設に向けて、市や病院はどのような病院を目指しているのか、市民に向けて十分な説明をしてください。市民意見提出手続のみでは市や病院の方針は市民に十分伝わりませんし、市民の声は届きにくいと思います。市民説明会や市民アンケートなどの実施を要望します。	市立病院の再整備にあたっては、さまざまな機会を通じて、広く市民の皆様のご意見をうかがってまいりたいと考えております。
---	--

⑬「第2編 2-1-1 環境保全・創造の推進」について

意見の概要	市の考え方
近い将来の「原発ゼロ」を目指し太陽光発電を希望する市民への助成と、市が使う電力は市がつくる（太陽光、小水力発電など）という「エコのまち」、「電力の地産地消を目指すまち」をつくる。	ご指摘のとおり、公共施設に再生可能エネルギー設備を積極的に導入することが望まれます。しかし、再生可能エネルギー設備の導入には、高額な初期投資が必要となります。将来的には、新たな技術開発に注視し、太陽光だけでなく、春日部の地域特性にあった再生可能エネルギー設備の普及に取り組む必要があると考えております。市としては、「地球温暖化対策の推進」に挙げる各施策を着実に実施し、再生可能エネルギー導入件数の成果指標の達成を目指していきたいと考えております。

⑭「第2編 2-2-2 交通安全対策の推進」について

意見の概要	市の考え方
歩行者・自転車・自動車の棲み分けが必要で自転車が安全に車道を走行できるインフラ整備が必要。	現在、築造している都市計画道路の藤塚米島線については、一部ですが歩道・自転車道・車道の棲み分けを行っております。今後におきましても可能な限り検討し、実現したいと考えております。

意見の概要	市の考え方
・ 自転車が車道の両端を走行しようとする と排水ますや車歩分離のブロックや舗装 の端部に生じる段差があり危険な状態が 大多数。道路の排水溝を道路中央に設置 し水勾配をかまぼこ形から道路中央に向 けてV字型に変えて道路の両端部分をで きるだけ平坦にするなど、道路構造を全 面的に見直した方がいい。	・ 道路の排水溝などの道路築造に関しては、 道路構造令（政令）や市の開発指導要綱な どにより規定されていることから、現在の 道路構造としているものです。

⑮「第2編 2-3-1 災害に強いまちづくりの推進」について

意見の概要	市の考え方
・ 「想定外」を起さない、市民参加による 地域防災計画づくり ・ 重い病気や被介護者のための「福祉避難 所」づくり（災害関連死予防） ・ 持ち家の耐震診断の無料化 ・ ライフライン(橋、上・下水道、陸橋など) の点検 ・ 介護施設の避難訓練の義務化 ・ 空き家、空き店舗対策	・ ご提案の1点目から4点目までの項目につ いては、地域防災計画および地域防災計画に 基づく各施策の策定・実施の中で、検討し ていきたいと考えております。とくに、災 害時要援護者の避難対策については実施し ているところです。 ・ 介護施設の避難訓練については、現行の消 防法で義務化されております。 ・ 空き家、空き店舗対策については災害対策 ではなく、防火・防犯面の課題の一つと考 えております。

⑯「第2編 3-1-2 魅力ある中心市街地の創出」について

意見の概要	市の考え方
・ 春日部駅周辺を賑わいのある中心街にす るためには駅のロータリーを東口は学校 通り交差点以遠、西口は郵便局以遠まで セットバックし、駅ビルと駅を取り巻く ような商業施設を配置するのがいい。駅 直近まで自家用車が入ってしまうと改札 口と送迎車が直結してしまう。商業施設 内を徒歩で通過しないと送迎車に乗れな い構造を形成することにより駅周辺が活 性化する。	・ ご提案いただいたまちづくりを実現するこ とは非常に困難であると考えております。 しかし、ご提案の趣旨は、駅周辺での歩行 者を増やすことによりにぎわいを創出し、 まちの活性化を期待することであると考え ております。市としてもにぎわいや活力の 創出には、まちを回遊する歩行者を増やす ことが必要と考えておりますので、歩行者 を増やすようなまちづくりの施策を行って まいります。

意見の概要	市の考え方
・国道4号、16号の幹線国道があり郊外に住宅地も多いので自動車社会に陥りやすいが、都心へ40分でアクセスできる地理的な優位性があるのだから、もっと鉄道の利便性向上を推進した方がいい。	・本市は交通の拠点であり、さまざまな道路・鉄道が通っています。鉄道は自動車よりも環境負荷が少ない交通手段であり、鉄道の利便性が優れていることのPRに努めてまいります。
・都内就労者のほうが地元就労よりも給与水準が高いのは事実。お金を稼ぐのは都内で、消費は地元でという構図をもっと推進しなければいけない。	・市民が得た所得がより市内で使われるように、魅力的な商業環境の整備などに取り組んでまいります。
・空き家、空き店舗などからスモール都市づくりの準備	・空き店舗の活用などは、5-3-2「歩いて楽しめる商業環境の整備」に挙げる施策において、各商店会などの取組を支援することを通じて、まちの活性化を図ってまいります。

⑰「第2編 3-1-4 市民が主体となったまちづくりの推進」について

意見の概要	市の考え方
・住民自治の立場から大ブロックの住民評議会づくり	・「地域住民の参加によるルールづくりの推進」に挙げた施策を通じて、市民が自主的にまちづくりに取り組める仕組みを作ってまいります。

⑱「第2編 3-2-3 便利に利用できる公共交通の充実」について

意見の概要	市の考え方
・コミュニティバスの頻繁な運行	・春バスについては、今後の利用動向や市民意向を調査しながら、その運行について検討してまいります。

⑲「第2編 3-3-1 緑の保全と公園の整備充実」について

意見の概要	市の考え方
・高齢者向け公園の整備（ストレッチ体操などができる公園）	・「公園の整備推進」の施策として挙げるとおり、子どもから高齢者までの幅広い世代が一緒にふれあえるような公園への再整備を進めてまいります。

②「第2編 4-3-2 社会教育活動拠点の充実」について

意見の概要	市の考え方
・公民館利用料の無料化	・公民館の使用料については、施設を使用する方としない方との負担の公平性の確保という観点から、施設維持管理費の一部を使用される方にご負担いただいているものです。施設の維持管理のためには、今後とも使用料は必要なものと考えております。

②「第2編 5-3-2 歩いて楽しめる商業環境の整備」について

意見の概要	市の考え方
・高齢者の願いは「商店街にトイレ、ベンチ、アーケード」です。	・商店街の活性化は、本市の商業振興を図る上で、重要課題であると認識しております。現在、市では商店街の環境整備および活性化を図るために、商店街環境施設など整備事業や商店街活性化推進事業などに対して補助金の交付を行っております。今後は、「魅力ある商業環境の整備」に挙げる施策を着実に実施し、安心して買い物を楽しめる環境づくりを推進してまいります。

②「第2編 5-4-2 観光資源の魅力向上と情報発信」について

意見の概要	市の考え方
・観光都市は目指す必要がないのでは。もしそうなら観光資源づくりです。	・本市の代表的な観光資源である「春日部夏まつり」、「大風あげ祭り」、「春日部藤まつり」などの既存の観光資源の振興に加えて、今後は春日部ブランドの認定・発信などの新たな観光資源の発掘などを通じて、市の魅力向上とともに交流人口の増加を図ってまいります。これは、単なる観光振興だけではなく、今後の定住人口の増加につなげるためにも大変重要な施策であると考えております。

②「第3編 2. 重点プロジェクトの概要 (6)人々や事業者から選ばれるまちの実現」について

意見の概要	市の考え方
・定住人口を増加させていくためには、人を呼び込むために、市外へ春日部市の魅力を効果的に情報発信することが必要です。さらに、市民に行政情報や春日部市の魅力などの情報提供を充実することも必要ではないでしょうか。 重点プロジェクトの(6)人々や事業所から選ばれるまちの実現に「7-2-2 広報の戦略的な発信」を位置づけるべきではないでしょうか。	・ご意見のとおり、定住人口を増加させていくためには、シティセールスの観点から、市内外を問わず、春日部市に関心を持ってもらい、魅力を感じてもらえるような、戦略的な情報発信が重要であると考えております。したがって、重点プロジェクトの(6)に次の項目を加えます。 「基本目標：<u>7. 行財政改革</u> 施策：<u>7-2-2 広報の戦略的な発信</u> 重点テーマ：<u>広報の戦略的発信と広報活動の充実</u> 事業概要：<u>シティセールスにあたっては、広報の強化を図りながら、計画的かつ効果的に春日部市の魅力を発信し、さらに、広報紙については、市政の現状などをわかりやすく伝える紙面づくりに努めます。</u>」

(3) アンケート調査で寄せられた主な自由意見

① 市民意識調査

分類一覧

自由意見の内容を項目別に分類しました。

大項目	小項目	件数
保健・医療・福祉 【やすらぎの施策】	(1) 子育て支援	14
	(2) 地域福祉、低所得者支援	4
	(3) 高齢者支援	5
	(4) 障がい者支援	3
	(5) 保健・健康づくり、医療	9
生活・環境 【あんしんの施策】	(6) 環境保全・ごみ処理	6
	(7) 防犯・交通安全	6
	(8) 防災	5
都市基盤 【にぎわいの施策】	(9) 土地利用・市街地整備	12
	(10) 道路・公共交通	24
	(11) みどり・公園	6
	(12) 水辺環境	3
	(13) 上下水道	2
	(14) 住環境整備	4
教育・文化 【はぐくみの施策】	(15) 学校教育	4
	(16) 青少年教育	1
	(17) 社会教育・生涯学習	1
	(18) スポーツ・レクリエーション	9
	(19) 文化・芸術	2
産業・経済 【ゆたかさの施策】	(20) 農業	1
	(21) ものづくりに対する支援	1
	(22) 商業	7
	(23) 新産業・就労支援・観光	9
コミュニティ 【ふれあいの施策】	(24) 参加・協働	1
	(25) 地域コミュニティ	3
	(26) 人権・男女共同参画	0
	(27) 国際交流・地域間交流	0
行財政改革 【しんらいの施策】	(28) 行財政運営	19
	(29) 市民サービス・広報広聴・情報共有	20
	(30) 市職員・行政組織	0
これからのまちづくりについて（総合的な内容）		20
その他		0
合計		201

主なご意見

保健・医療・福祉 【やすらぎの施策】

(1)子育て支援

- 子育て支援充実化。保育園、学童保育など。
- 子育てしやすい町とうたっているが、それが全く感じとれない。まず市民病院に小児科があるが、機能しているとは思えない。
- 医療に対して、市民の意見・要望・疑問を反映しやすくし、もっと納得・安心して受けられるものになればと感じます。
- 東京と比べると母親の職場復帰の条件が厳しく、半年以上早く復帰しないと保育園を退園させられてしまうという現状に驚いています。
- 児童クラブの時間延長希望。
- 児童館の数の増加と、利用しやすい所に設置して欲しい。
- 子育てのしやすいまちづくりに力を入れて下さい。例えば、市民プールの復活、児童館の充実（地域かたよりの解消）など。
- 母子家庭を優先的に保育園に入れて欲しい。保育園を増やして欲しい。
- 保育園を増やして欲しい。
- 急な一時預かりをしてくれるような託児所も、駅周辺にありません。春日部は、子育てがしにくい市だと思います。
- 図書館の本も少なく、公園も遊具やベンチが壊れても新しい物ができず寂しい。とっても子育てにくい。
- 市内に安心して出産ができる病院を増やして欲しい。

(2)地域福祉、低所得者支援

- 支援センターが充実していて良い。
- 幼稚園・保育園など、入園するにもお金が無い人達や、医者や歯の治療をする余裕の無い人達など、働くにも大変な方など、たくさんいる事をわかって欲しいと思います。
- 知的障がい児の親です。通園施設に通っていますが、小学校の支援学級と支援学校、教育委員会が、もっと密に連携が取れるようにしていただきたいです。通園施設に、もっと専門的な療育を増やして欲しいです（現時点では、介助のある時間の短い保育所のようなものなので）。デイサービスも人がいっぱいなので増えて欲しいです。できれば、療育施設をつくっていただけるとありがたいです。経済的に厳しく、母親である私も働きたいと思うものの、障がい児を抱えていると、そう都合よく仕事ができない状況があります。障がい児も住みやすい（大人になったからも就業などしやすい）春日部になって欲しいです。
- 親身になって接してくれる福祉施設などの充実をお願いしたい。

(3) 高齢者支援

- 高齢者が増加する状況にあり、高齢者対策を重視して欲しい。
- 高齢者向けの公共施設が無いと思う。
- これからの春日部は高齢者も多くなり、日中家に閉じこもらないためにも、農業などの交流が持てる場所をつくって欲しい。若い人達に、作物を安く提供するなど、個人でなく、団体でできるような場所づくりをお願いします。
- 年金（国民健康保険）でも入居できる介護施設のようなものができれば、老後に対する不安を軽減できるのですが。

(4) 障がい者支援

- 障がい者の手続きで書類が多すぎる（提出する回数も多い）。
- 障害関係部署は、全国地方都市の中でも一位にできるくらい素晴らしいと思っています（かなり障害を持っている仲間同士の集まりから）
- 障がい者（知的・身障とも）の施設が、他の市や区と比べて、あまりに貧弱というよりも無いのが現状ではないでしょうか。

(5) 保健、健康づくり、医療

- 病院の医師が少ないと感じる。市立病院の医者の確保と、設備の充実に力を入れて欲しい。
- 子ども医療費の受給の延長。
- 深夜、子どもに対応する医療機関が少ない。
- 国民健康保険（制度）は、抜本的な改善が必要だ。
- 医療が安心して行える医師・病院、高度医療機関の誘致。誘致ができない場合、紹介制度の確立（お金を掛けても良い。知恵を出せばお金はあまり掛からない）。
- 土日の夜に子どもを診察してくれる病院が無く不便。入院できるのも市立病院のみなので、増えると良いと思う。
- 医療ケアを必要とする子どもの施設が、春日部にはいまだにありません。

生活・環境 【あんしんの施策】

(6) 環境保全・ごみ処理

- カラスが多いので対策を。ゴミを夜間回収にしたらどうでしょうか。
- 春日部駅西口の春から秋にかけての「鳥害」対策を、しっかりやって欲しい。
- ゴミの収集の件ですが、資源ゴミを持ち去る車がスピードを出して急いで持ち去り、子ども達の通学時間などと重なり、不安を感じます。何か改良できればと思います。
- エコロジーな町を目指して欲しい。スーパーの袋の有料化を義務付けたり、川はコンクリートで固めるのではなく、自然な形で補修したり、ゴミのリユース（家具とか自転車など）を活発化させたり。
- 旧春日部市はスーパーの袋でゴミを出し回収してくれるのに対し、旧庄和町はゴミ袋を買ってゴミを出さなくていけないのが現状です。ゴミ袋で出すのが市の決まりなのに、旧春日部市は甘い。袋を買って出している人達が馬鹿をみている事を理解しているのでしょうか。

- 谷中橋の川を綺麗にして欲しい。昔は水が綺麗で魚が泳いでいたが、今は汚くヘドロがある。川を綺麗にして、武里に綺麗な川を作って欲しい。蛭が減っています。自然を壊さないで欲しい。綺麗な川、自然を増やして、お年寄りが散歩して楽しい風景にして欲しい（子ども達にも）。

(7) 防犯・交通安全

- 暗い夜道に灯のある、安心して歩けるようなまちづくりをお願いしたいです。
- 治安の良い町としていただきたい。
- 交通安全強化期間に警察の人が道端に立っていたり、朝、ボランティアの人（多分ですが）が清掃していたりしているのを見ると、何となく安全な気がして安心します。
- 通学路はなるべく明るくして欲しいので、街灯をつけて欲しいです。

(8) 防災

- 災害時の対応。親が春日部以外で働いていて、帰宅難民になった場合、子どもはどう対応するのか。粕壁東地区はマンションが多いため、避難時の対応など。
- 防災に関して、全ての市民が参加・協力できるような組織づくりに早急に取り組んで欲しい。
- 原発事故以来、放射能の影響に強い不安を感じています。市内のできるだけ多くの地点の測定や、市内農産物の検査を継続して行い、結果を公表していただけないでしょうか。また、測定器を購入し、貸し出していただけないでしょうか。
- 全体的に土地が低いので、水害の対策をすぐにやって欲しい。
- 3/11、大震災の経験を踏まえ、今後いつ起こるかかわからない関東周辺での大震災に備え、県・国とも連携して、市民が安心・安全に暮らせるような対応をお願いします。

都市基盤 【にぎわいの施策】

(9) 土地利用・市街地整備

- 春日部駅まで東武伊勢崎線を複々線化してもらいたい。
- 豪雨時の浸水被害の早期改善を望んでいます。
- 春日部駅周辺が整備され、駅から離れると寂しい。駅周辺もまだまだ開発が必要ですが、周辺の環境整備も力を入れて欲しい。
- 住環境・高質な空間・公共空間全で一貫した基本テーマで作り上げて下さい。
- 自然が多く残っていると思うので、他地域の人がうらやむ、景観の良いまちづくりをしていけば良いと思う。それが「春日部」ブランドを作り上げる早道であると考えます。

(10) 道路・公共交通

- 事故の多い場所があるので、信号をつけて欲しい。
- 道路整備に、もっと力を入れるべき。アスファルトが老朽化している所は、自転車で走っていて非常に危ない。自転車道も整備すべきである。現状では、危なくて車道を走れない。最近では、自転車に対して車道の走行を徹底しているのだから、行政もそれに対応してもらわないと困る。
- 道路。特に市の中心部から離れた町の歩道整備に早急に取り組むべき。交通事故に遭わない道づくりをして欲しい。

- 春日部駅西口と東口が、もっとスムーズに行き来できるようにして欲しい。春日部駅の立体化と再開発。
- 自転車を利用する市民が多いですが、交通ルールの教育がされていない方が多い。
- 春日部駅周辺を循環するバスを運行すれば便利になり、人の流れも多くなると思います。
- 交通網（路線バス、春バス）を充実して欲しい。
- 市内循環バスの運行について、他の市町村と比べて、車両・運行状況など、見劣りする点が多く、今後、是非改善を求めます。
- 西口の駐輪場が、大変みにくい状況であり、市の担当は早急に対応して欲しい。
- 歩行者が安心して歩けるまちづくり。
- 都市計画道路の強力な推進が必要と思う。
- 豊春駅までの道路幅員が狭く、歩道も無い箇所もあり、非常に危険である。
- 歩行者・自転車走行者に配慮した道路整備。
- 春バス運行か、かすかべ温泉、秀和病院行きのバスを延長し、利便性を高めて欲しい。
- 街灯と歩道を増やして欲しいです。狭い道路が多いし、歩道が無い所が多いため、夜はとくに危ないです。
- 子どもや老人に優しいまちづくり（駅や公共施設のバリアフリー化）をお願いします。
- 自転車に乗る人のマナーも大事ですが、走りやすい道路・自転車レーンの設置なども、早急に取り組んでももらいたいです。
- 現在、自転車の問題が大きくなっています。春日部駅前の通りは、歩道に自転車用ラインがありますが、自転車に乗っている人はほぼ全員守っておらず、歩行者をベルで退かせて走っている状況です。公共のルールを守る市民をつくる教育に力を入れていただきたい。通勤してきてビックリしました。ちなみに住み続けたいのは、引越が面倒というのが理由です。良い町になるよう、頑張ってください。
- 東武野田線は、大宮へのアクセスが良いのをメリットとし、南桜井駅・藤の牛島駅も複線にして欲しい。交通機関が発展しないと人も集まらないので、都心へのアクセス便利な町として、春日部は大きく成長して欲しい。

(11) みどり・公園

- もっと利用しやすい公園や休憩場所を造って欲しい。
- 自然公園や子どもの国などを造って、他地域からの人の流れを作るのも良いかと。
- 町の外周に遊歩道・サイクリングロードを設置し、町全体をアスレチック的にしていただきたい。
- 共栄高校付近からかうじて水田が残っていますが、倉庫をはじめ転用が進んでおり、残念な思いで見えています。今後に残していきたい貴重な財産ともいえるものと思います。
- もっと子どもが遊べる公園を増やして欲しい。近くに公園はあるけれど、草がすごく伸びていたり、砂場の中の砂は石だらけで、遊びに行く気になりません。東口側にも綺麗で遊具の沢山ある、水遊びもできる公園があったら良いです。

(12) 水辺環境

- 水辺をもっと活用するべきだと思う。活用できない水路は蓋をして、歩行者道路などに整備できれば良いと感じる。
- 河川の清浄化。

- 古利根川が汚すぎます。

(13) 上下水道

- 下水道の整備を早く実施して欲しい。
- 大雨が降った時の水の排水を完全にしていきたい。

(14) 住環境整備

- 後継者の無い古い家屋などがあり、空き家が増えています。一人住まいの中高年も多く、問題だと思います。
- 街灯の増加（住宅街がとても暗い）。
- 電柱の無い、自然環境の町としていただきたい。
- 春日部市は長閑な良い町だと思う。

教育・文化 【はぐくみの施策】

(15) 学校教育

- 国公立の中高一貫校の受験できる学校が無い。教育過疎と言ってもよい状況。
- 学校選択制度の導入を考えて欲しい。
- 小学校のトイレが汚いです。子ども達はトイレに行きたがりません。改善していただきたい。
- 教育に、今までに無い（前例にとらわれない）取組をしてもらいたい。海外の国では、2カ国語で普通に会話ができるようです。そんな国を参考に進めては。体力・成長の低下、親の意識を高める（家庭のしつけなど）、先生の質、子どもの成長、学力・体力・人格の育成を目指して下さい。

(16) 青少年教育

- 児童・生徒の近所でのマナーの悪さには大変困っています。

(17) 社会教育・生涯学習

- 教育に関して、今の時代において、国際理解や外国語活動の充実に努める事は重要な事であるが、まずは母国語をしっかりと据えてからの事だと思う。自国を理解してから国際理解だと思う。

(18) スポーツ・レクリエーション

- 春日部市内の公立小・中学校の教員の質の改善・レベルアップ。
- 体育施設の充実。使用率の低い施設を整理するなどして、必要な施設を造って欲しい。
- スポーツ・体育施設を増設・充実させ、利用しやすいようにして欲しい。
- 大沼公園の市民プールを再開して下さい。
- 市民プールの活用のしかたを考えて欲しい。
- ウイングハットへのアクセスが無い。
- スポーツ施設を、もっと有効活用するべきです。

(19) 文化・芸術

- 他の市に比べて、文化的レベルが低く感じる。総合的文化施設が少ない（文化会館など利用しにくい）。

産業・経済 【ゆたかさの施策】

(20) 農業

- 水田が充実しているのは見ればわかるが、水田の維持よりも利用を最優先すべき。

(21) ものづくりに対する支援

- 工芸品や農産物の質が高いので、大田区のように「ものづくり」に特化した町として位置づけも良いと思います。伝統的な羽子板や桐製品だけでなく、それらを応用した技術での新たな物や市場の開拓など、まだまだ発展の余地があると思います。

(22) 商業

- 春日部駅・一ノ割駅・武里駅などをよく利用するが、年々寂しくなっている、駅の周りの環境づくりに強く力を入れて取り組んで欲しい。週末に駅前に人が少ないような状況になって欲しくない。越谷のような駅周りの大規模な開発やショッピングセンターの誘致なども必要なのではないかと考えます。
- 商業施設の充実を図って欲しい。現在の商店街スタイルでは、若い人が流出してしまう（人口減になる）。現状、少々の買物でも大宮または新越谷まで行ってしまう。駅周辺に充実した施設を望む（ミニ駅ナカスタイル）。
- 商業施設の誘致を進めてもらいたい。
- もっと活気あふれるまちにしてください。
- 商店街が活気を取り戻すようにアイデアを市民から募り、シャッターが閉まったままの店舗を上手く活用できる方法はないでしょうか。新しくマンションがどんどん建てられているのに、道行く人は市中心でも本当に少ないと思う。市内にある大学や高校にアイデアや協力を求めているのも良いのではないのでしょうか。そして、市の名産物がいつでも買える場所があると良いと思います。
- 春日部駅東口あたりは、不況によりシャッター街になってしまい、夕方暗くなると治安が悪くなります。東口商店街を活気ある、お洒落な雰囲気のある町並、安全な通りにして欲しいです。
- 観光スポットが少ない。四季を通じて案内できる所が無い。食べ物も含めて、町おこしに消極的。

(23) 新産業・就労支援・観光

- 高齢者や子育てなどの問題も大切だが、働き世代に重点を置いた政策も必要ではないだろうか。
- 働ける町（とくに主婦・パート）。
- 子育てしやすい環境よりも、雇用を増やした方が子どもは増えると思う。
- 観光に力を入れて欲しい。海外の友人（外国人）にクレヨンしんちゃん是有名です。
- 企業誘致・施設誘致・住宅地を増やすなどして、春日部をアピールして欲しい。
- 春日部市の活性化を図るために、大型の商業施設・大企業の工場などを誘致する。そのた

めに交通機関の整備、道路網の拡充を図る。また、特徴あるまちづくりをして、全国的に知られるような春日部市とする。

- ハローワークの場所を、交通の便の良い所に移動させて欲しい。
- 若い人達が働ける工場などの誘致を、是非お願いしたい。
- 雇用・就業機会を確保する政策を、独自に推進するべき。

コミュニティ 【ふれあいの施策】

(24) 参加・協働

- 雇用増加が難しいと考えている場合、とにかく老人も若者も子どもも、何かの社会に参加する機会を与える事が大事と考える事も有効だと思う。

(25) 地域コミュニティ

- 町内会に入れてもらえないため、いろいろな春日部の情報が入らない。
- 市は、もっと地域を良くするためのコミュニティづくりをして下さい。現在の内容なら、回覧板など不要です。
- 高齢化社会・少子化に対して、地域コミュニティーの確立・相互扶助。安心・安全の確保、および社会の活性化をお願い致します（知恵を出せばできる）。

行財政改革 【しんらいの施策】

(28) 行財政運営

- 今の市の財政では、これから何をやるにも苦しいと考えます。財政を何とかして欲しいと思います。
- 春日部市総合振興計画とは何でしょうか。全く浸透していません。また、財政状況が厳しい中で、今後どのように取り組んでいくのか具体策も見えてきません。
- 財政難の今日、いかに税金を効率よく市民にとって必要な事に使い、無駄の無い行政に発展する事を希望します。
- 財務状況が県内最低レベルではどうかしないと。
- 議員・職員の削減と民間活用。
- 民間活力のある、フットワークの良い市政としていただきたい（小さなガバメント）。
- 市政・政策に参加しやすい環境づくり。
- 市政の業務改善とさらなる無駄を無くせ。
- 市の財政の健全化を図る政策を推進して欲しい。
- 縦割り行政の解消。何事にも住民への説明が遅い。計画が立案される時、住民の声を取り入れて欲しい。
- 市役所職員の態度が非常に悪い。市民を大切にしていない。威張っている役人そのまま。
- 今後も、市民が安全で、安心して暮らせる春日部市を目指して頑張っていただきたいと思います。
- どういう町にしたいのか、市政側がはっきりと打ち出して欲しい。美しい町並みとか文化施設を充実させるなど、このままでは何の特色も魅力も無い町となり、人口が減り、廃れていくのでは。

- 市財政の健全化に努めて下さい。無駄な公共事業の見直しなど。課ごとの縦割りではなく、横の連携を密に。
- 市としても黒字経営を。
- 財政の健全化をお願いしたい。県内ワースト1と新聞に出ていた。
- 市役所の窓口を土日でも開けて欲しい。また、夜間・早朝など、仕事を休まなくても利用できるようにして欲しい。

(29) 市民サービス・広報広聴・情報共有

- 市政に対する市民評価体制と評価結果の公表。
- 今後の市政方針について、各分野で目指す方向性を広報などを通じて明確に周知して欲しい。
- 市議会などで決まった事を、全ての市民がいつでも閲覧できるシステムを作って欲しい。あるのであれば、どのようにすればそのシステムを利用できるのか、だれにでもわかるように開示して欲しい。
- 市役所・図書館など、サービス業であるという意識を徹底して持っていただきたい。だれのために働いているのか、常日頃から考えて欲しい。
- 情報を伝える仕組みを考えて欲しい。市民にあまり伝わっていない気がする。
- 「市」が行っている事、目指している事が良くわからないのです。選挙の時だけでなく、普段から市民に対し、もっとわかりやすく、「行政」をアピールする事に欠けているような気がします。
- 市の施設は、いつも清潔にして下さい。
- 市の職員の方は、常に爽やかで紳士な対応をお願いします。
- 全てに効率化・合理化を目指して下さい。
- 行政が、市民に開かれていない。
- 広報スピーカーが聞きづらい。もっとクリアーに明確に聞こえるようにしないと、市民が動けない。大至急。
- 市民への公共サービス、とくに福祉関連・公民館・福祉センターなどの利用の便の低下などが著しい。
- 情報を、早くわかりやすく伝えて欲しい。
- ホームページのデザイナーを一新して欲しい。
- 防災かすかべは、何を言っているか全く聞こえない。ピンポンパンポンのみ。
- 図書館などに学習スペースを作って欲しいです。
- 市役所の市民相談を利用したが、ただ話を聞くだけで相談になっていない。

【これからのまちづくりについて総合的な意見】

- 子育てが楽しくなる町にして欲しい。
- 高齢者に優しいまちづくりをお願い致します。
- 近隣市町と横並びではなく、何か個性のあるまちづくりをしていく必要があると思います。
- 言葉だけでなく、心から安心できる、心で感じられる明るく元気で優しい町にするため、市政だけでなく、一人ひとりが、私も非力ではありますが頑張っていきます。

- 春日部でイメージできるものが不足している（確立されていない）。
- 子ども達が外で遊べるような安全・安心な春日部市。
- とにかく活気があり、美しい、ゆとりも感じられる（空間）まちづくりをしてもらいたい。
- 計画的なまちづくりができていない。
- 人口が増えて、活気のある町にして欲しい。
- 幼子の命を守る市政であって欲しい。
- 県内において、是非、春日部で住みたいと言わしめる環境・教育などで No.1 として誇れる施策を実行し、確立していただきたいと思います。
- 歴史ある春日部として、全国に PR できる知恵は無いのか。隠れた史跡は無いのか。
- 「食」の農業や「衣」の商業産業などが栄えると良いと考えます。そして、町並を今まで見ていますが、全体を考えた計画を立てて下さい。
- 高齢者が楽しい買い物・散歩ができ、安全性のある町。
- 適度に自然もあり、伝統ある町・春日部です。住・教育を考えた場合は、大変快適な町だと思います。しかしながら、地元でお金を使う、お金を落とす事にはなかなかありません。スーパーの買物くらいです。駅（駅周辺にしても）は、越谷や大袋が整備を始めてきたイメージがしていますが、ここ春日部においては、駅からの人の流れ、導線が弱く、活気に欠けた印象を受けて残念です。産まれた町だからこそ、もっと元気になって欲しいと思います。
- きちんとした〇年構想を、そして 10 年・20 年後の春日部市はどうあるべきか、きちんと狙いを定めて取り組んでいただきたく、未来の事を考えられる市民でありたいと思っています。
- 何か一つ、春日部と言ったら「これ」というものを作れる（誇れる）市であって欲しいです。
- 子育てしやすい町、若者が集う町を希望します。
- ずっと住み慣れて愛着があります。未来を担う子ども達に、素敵な故郷として残したいです。このまま素敵な町で残して下さい。
- お金の負担が少ない老人ホームなどを造って欲しいと思います。子どもに負担が少ない、老人に住みやすいまちづくりをして欲しいと思います。幸せな老人生活にして欲しいです。

② 転出者意識調査

分類一覧

自由意見の内容を項目別に分類しました。

大項目	小項目	件数
保健・医療・福祉 【やすらぎの施策】	(1) 子育て支援	2
	(2) 地域福祉、低所得者支援	0
	(3) 高齢者支援	0
	(4) 障がい者支援	0
	(5) 保健、健康づくり、医療	0
生活・環境 【あんしんの施策】	(6) 環境保全・ごみ処理	4
	(7) 防犯・交通安全	5
	(8) 防災	0
都市基盤 【にぎわいの施策】	(9) 土地利用・市街地整備	7
	(10) 道路・公共交通	5
	(11) みどり・公園	0
	(12) 水辺環境	0
	(13) 上下水道	0
	(14) 住環境整備	1
教育・文化 【はぐくみの施策】	(15) 学校教育	0
	(16) 青少年教育	0
	(17) 社会教育・生涯学習	0
	(18) スポーツ・レクリエーション	1
	(19) 文化・芸術	0
産業・経済 【ゆたかさの施策】	(20) 農業	0
	(21) ものづくりに対する支援	0
	(22) 商業	0
	(23) 新産業・就労支援・観光	0
コミュニティ 【ふれあいの施策】	(24) 参加・協働	0
	(25) 地域コミュニティ	0
	(26) 人権・男女共同参画	0
	(27) 国際交流・地域間交流	0
行財政改革 【しんらいの施策】	(28) 行財政運営	2
	(29) 市民サービス・広報広聴・情報共有	0
	(30) 市職員・行政組織	0
これからのまちづくりについて（総合的な内容）		0
その他		0
合計		27

主なご意見

保健・医療・福祉 【やすらぎの施策】

(1) 子育て支援

- 子ども医療補助が、近隣他市より期間が短いので、戸建を買うなら他市も検討したいとは考えていました(震災前までは)。乳児がおりますが、参加できるイベントも多く嬉しかったです。
- 子ども医療費の年齢引き上げ。

生活・環境 【あんしんの施策】

(6) 環境保全・ごみ処理

- 粗大ゴミの処理が大変良かった。水道料金も、以前住んでいた所よりも安くて良かった。
- 自然が多く、庄和町は大好きでした。勤めの際に、東武野田線の複線実現を、早く行って欲しかった。
- 今後、子どもを公園や学校などの屋外で遊ばせるには、安全と言い切れるだけの情報を得られなかったので(かなり収集したのですが)、転居に至りました。
- ゴミ分別の細分化。

(7) 防犯・交通安全

- 夜中に暴走族まがいの子どもが、バイクなどで騒音を出すため迷惑。取締り強化や厳罰化を検討すべき。
- 治安が少し悪いように感じました(深夜のバイクの音など)。
- 子ども虐待の事件も起きていて、よりきめ細かな地域密着型の支援・見守りによって早期発見でき、予防できれば良いと思います。転入届を出さずにひっそりと暮らしている親子が居る。子育ての様子を見守る地域の目があると、行政と協力して防いでいけるのではと思います。
- 自然災害などについては、不安を感じさせない大変心強い町でした。
- 防犯灯の整備。

都市基盤 【にぎわいの施策】

(9) 土地利用・市街地整備

- 素晴らしい町だと思います。
- 長年住んでいるので、素敵なお店だと思います。また戻って来たいです。
- 豊春駅周辺にカフェが欲しい。歯医者ばかり。
- 良い町です。
- 田舎も近く、とても生活しやすかったです。知人も多く住んでおり、楽しく生活できました。
- 環境が良く住みやすい市でした。
- 主要バンクなどが集まっていて、その点は便利でしたが、警察署などが駅から徒歩30分近く掛かるなど、何かある度に公共の施設が駅から遠く、電車以外の交通手段が取れない人間には、かなり不便かと思っています。

(10) 道路・公共交通

- 都内への通勤は時間が掛かり大変だけど、住むには暮らしやすい市だったと思います。
- 大畑の東武線踏切のアンダーパス化の推進など。
- 交通量が多い所に信号をつけて欲しい。
- 武里にある踏切が開かなくて、渋滞がよく起こっている。東武鉄道と協力し、道路と線路の立体化ができると良いと思います。
- 南桜井駅のエスカレーターが、一日中動いている。人感センサーをつけてもらえれば、省エネにつながるのでは。このままではもったいない。

(14) 住環境整備

- 住環境の整備。

教育・文化 【はぐくみの施策】

(18) スポーツ・レクリエーション

- スポーツ施設の充実。

行財政改革 【しんらいの施策】

(28) 行財政運営

- このアンケートは、用紙がもったいない。もっと違う物にお金を使って下さい。葉書は要らない。
- 他の市町村に比べ、市民税が高い。

③ 転入者意識調査

分類一覧

自由意見の内容を項目別に分類しました。

大項目	小項目	件数
保健・医療・福祉 【やすらぎの施策】	(1) 子育て支援	2
	(2) 地域福祉、低所得者支援	0
	(3) 高齢者支援	1
	(4) 障がい者支援	0
	(5) 保健、健康づくり、医療	2
生活・環境 【あんしんの施策】	(6) 環境保全・ごみ処理	0
	(7) 防犯・交通安全	2
	(8) 防災	0
都市基盤 【にぎわいの施策】	(9) 土地利用・市街地整備	7
	(10) 道路・公共交通	5
	(11) みどり・公園	1
	(12) 水辺環境	0
	(13) 上下水道	0
	(14) 住環境整備	0
教育・文化 【はぐくみの施策】	(15) 学校教育	0
	(16) 青少年教育	0
	(17) 社会教育・生涯学習	0
	(18) スポーツ・レクリエーション	2
	(19) 文化・芸術	1
産業・経済 【ゆたかさの施策】	(20) 農業	0
	(21) ものづくりに対する支援	0
	(22) 商業	0
	(23) 新産業・就労支援・観光	0
コミュニティ 【ふれあいの施策】	(24) 参加・協働	0
	(25) 地域コミュニティ	0
	(26) 人権・男女共同参画	0
	(27) 国際交流・地域間交流	0
行財政改革 【しんらいの施策】	(28) 行財政運営	2
	(29) 市民サービス・広報広聴・情報共有	3
	(30) 市職員・行政組織	0
これからのまちづくりについて（総合的な内容）		0
その他		0
合計		28

主なご意見

保健・医療・福祉 【やすらぎの施策】

(1) 子育て支援

- 子育て支援を、もっと充実させて下さい。他市と比べると劣る部分がたくさんあります。
- 子育てしやすい町に、さらになつてもらえたら嬉しいです（歩きやすさ、医療費助成など）。

(3) 高齢者支援

- 足が不自由なので、送迎のバスが必要と思います。市役所や病院などに行く時。

(5) 保健・健康づくり、医療

- 医療の充実。
- 産婦人科が近くに少ないのが不安です。妊婦や小さい子どもの住みやすい町になって欲しいです。

(7) 防犯・交通安全

- 安心・安全な町にして欲しい。
- 転入して4日目に植木鉢を持ち去られショックを受けた。人の物・区別をわかっていただき、明るいまちづくりを願っています。

都市基盤 【にぎわいの施策】

(9) 土地利用・市街地整備

- 大きな公園がいくつか整備されると嬉しい。
- 河川への水害対策。
- 若い人が住みやすくなった方が良くと思う。
- 最寄駅が八木崎駅ですが、駅前の閑散さに驚きました。乗降客も多い駅なだけにもったいないように思います。
- 大宮をはじめ、都内にも比較的近く、近隣市町村の中では規模も大きいので、春日部に住む事を決めました。何かしたい事、欲しい物があつたら、春日部で事が足りる、そんな町であつて欲しいです。
- もっといろんな所に子どもの遊べる場所を造って欲しい。少なすぎるし、不便すぎる。
- 元気の出る明るい町にして欲しい。

(10) 道路・公共交通

- 東武線の踏切の混雑解消をお考えいただきたい。
- 野田線を、もっと快適にして欲しい。
- 庄和町が同市になったのだから、野田線の複線化を進めて欲しい。
- 一ノ割駅周辺の一刻も早い整備。
- 踏切の待ち時間が長すぎる（武里駅の周り）。改善して欲しい。

(11) みどり・公園

- 池や河川・水路に鯉ではなく、メダカや蛍が棲めるような、綺麗な水が流れるようにしてほしいです。

教育・文化 【はぐくみの施策】

(18) スポーツ・レクリエーション

- スポーツ施設の充実を望む。
- 健康増進施設の充実（水泳など）。

(19) 文化・芸術

- 行事・祭を、もっと盛り上げて欲しい。大風揚げに期待します。

行財政改革 【しんらいの施策】

(28) 行財政運営

- 財政が心配です。無駄が見えます。
- 水と緑の春日部、ふるさと春日部市、芸術・文化の香り高い春日部市。何にお金を使うのか、どこからお金を集めるのかを、はっきり常に市民に発信すべし。メリハリのきいた、皆が納得する市政を目指して下さい。少しずつ良くなっていると感じます。

(29) 市民サービス・広報広聴・情報共有

- 市役所サービスの充実。
- まだ4日しか経っていないので、わかりません。市役所へ転居届を出した時、越谷の市役所より感じが良かった。そして丁寧だったように感じました。良い所なのかなと思いました。
- 転入手続きで、市役所の方々が親切に対応していただき嬉しかったです。

3. 審議会

① 春日部市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 20 日条例第 1 号改正
平成 22 年 3 月 23 日条例第 4 号
平成 23 年 9 月 22 日条例第 10 号

春日部市総合振興計画審議会条例

(設置)

第 1 条 市の総合振興計画を策定し、及び同計画の推進を図るため、春日部市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合振興計画及び地域振興に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 7 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。

(春日部市地域審議会条例の廃止)

2 春日部市地域審議会条例（平成 17 年条例第 13 号）は、廃止する。

附 則（平成 23 年 9 月 22 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

② 審議経過

開催日	内 容
第1回 平成24年8月2日	・ 諮問 ・ 後期基本計画の基本的な考え方について ・ 後期基本計画策定スケジュールについて ・ 後期基本計画（素案）について 第1編：計画策定の背景と基本的な方向性 ・ 市民意識調査、転出者・転入者調査結果について
第2回 平成24年8月24日	・ 後期基本計画（素案）について 第1編：計画策定の背景と基本的な方向性 第2編：分野別計画 第3編：重点プロジェクト
第3回 平成24年9月28日	・ 後期基本計画（素案）について 第1編：計画策定の背景と基本的な方向性 第2編：分野別計画 第3編：重点プロジェクト
第4回 平成24年11月9日	・ 後期基本計画 答申案について
第5回 平成24年11月19日	・ 答申

③ 委員名簿

委員区分	氏 名	所属・役職名
第1号委員	岡 田 道 程	共栄大学 副学長
	成 田 健 一	日本工業大学 教授
	水 口 俊 典	芝浦工業大学 名誉教授
第2号委員	海老原 武士	春日部商工会議所 会頭
	小 川 隆	庄和商工会 副会長
	金 重 光 江	春日部市民生委員・児童委員協議会 地区会長
	小 林 清 美	春日部市PTA連合会 書記
	佐 藤 直 子	春日部市コミュニティ推進協議会 庄和部会 副部会長
	時 田 美野吉	春日部市自治会連合会 会長
	中 山 光 男	春日部市農業団体連合会 会長
	成 田 準之助	春日部市いきいきクラブ連合会 会長
	三 輪 真 久	春日部青年会議所 理事長

第3号委員	板橋 榮一	公募
	大竹 規之	//
	高橋 昌子	//
	津江 知子	//
	松坂 千鶴子	//
	村田 修	//

※所属・役職名は諮問時現在

④ 諮問

春政発第184号
平成24年8月2日

春日部市総合振興計画審議会
会長 海老原 武士 様

春日部市長 石川 良三

春日部市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）第2条の規定に基づき、
春日部市総合振興計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

⑤ 答申

春総審発第9号
平成24年11月19日

春日部市長 石川 良三 様

春日部市総合振興計画審議会
会長 海老原 武士

春日部市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成24年8月2日付け春政発第184号で諮問があった「春日部市総合振興計画後期基本計画（案）」について、春日部市総合振興計画審議会としての意見をとりまとめましたので、ここにその旨を答申します。

意見

本審議会は、4回にわたり会議を開催し、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で、積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

審議の方向性として、後期基本計画（案）は、前期基本計画を継承した上で見直すことを原則に検討されました。その結果、社会経済情勢及び本市の現状が詳細に分析された上で、市民

意識調査等を通じた市民意向の反映や、前期基本計画の進捗状況を検証した結果を十分に踏まえた内容となっていることから、概ね妥当なものと判断します。

なお、今後の後期基本計画の策定や推進に向けて、全体を通じて、次に掲げる内容に留意してください。

- ・後期基本計画の策定にあたっては、
 - 1) 人口減少社会や少子高齢化の進行に対応したものとされたい。
 - 2) 市民の安心・安全な暮らしが確保できるような施策を充実されたい。
 - 3) 春日部市ならではの地域特性や強みを生かした取組を積極的に盛り込まれたい。
 - 4) 市民にとってわかりやすい表現とされたい。
- ・後期基本計画の推進にあたっては、
 - 1) 春日部市のイメージやブランド力を向上させるとともに、市内商工業の活性化等によってにぎわいを創出し、「住みたい」「住み続けたい」と思えるようなまちづくりに取り組まれたい。
 - 2) 本市の知名度を向上させていくため、本市の魅力を効果的に情報発信されたい。
 - 3) 大規模な地震や風水害等による甚大な災害が起こることを想定し、万が一想定外の事態が発生した場合においても被害が最小限に抑えられるよう、常に災害に対する備えに努められたい。また、地域の防犯力を高め、犯罪を発生させないまちづくりに努められたい。
 - 4) 市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進するため、行政が持つ情報について積極的に市民と共有するように努めるとともに、市民が行政に対して興味を持ち、まちづくりに参加しやすくなるような環境の整備に努められたい。
 - 5) 限られた財源を有効に活用し、効率的かつ効果的な行政運営に取り組むとともに、更なる行財政改革に努められたい。
 - 6) 重点プロジェクトを着実に遂行して、人口増加や担税力の向上など、まちづくりの主要課題の解決に積極的に取り組まれたい。また、重点プロジェクトが効果的に遂行されるよう、市民参加の推進に努められたい。
 - 7) 市民のニーズや、社会経済情勢の変化に柔軟に対応されたい。
 - 8) 審議過程において出された意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれたい。



4. 庁内検討会議

春日部市総合振興計画後期基本計画策定庁内検討会議要綱

(設置)

第1条 春日部市総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、春日部市総合振興計画後期基本計画策定庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 後期基本計画の策定に関すること。
- (2) 後期基本計画に係る総合的調整に関すること。
- (3) その他庁内検討会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 庁内検討会議は、議長、副議長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 議長は、副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、庁内検討会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会議の会議は、議長が招集する。

- 2 庁内検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 庁内検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、庁内検討会議に自ら出席できないときは、代理の者を出席させなければならない。

(意見聴取等)

第6条 庁内検討会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 議長は、会議結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 庁内検討会議の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関し必要な事項は、庁内検討会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年5月21日から施行する。
(春日部市総合振興計画策定委員会要綱の廃止)
- 2 春日部市総合振興計画策定委員会要綱（平成19年3月30日制定）は、廃止する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、後期基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

秘書広報防災担当部長 新病院整備担当部長 財務担当部長 総務部長 市民部長
福祉健康部長 健康保険担当部長 環境経済部長 建設部長 都市整備部長
鉄道高架担当部長 担当部長兼工事検査室長 庄和総合支所長 会計管理者
病院事務部長 消防長 水道部長 学校教育部長 学務指導担当部長 社会教育部長
議会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

5. 策定経過

年月	市民・議会	審議会	庁内
平成23年 8月			成果指標の検討 (8月～11月) 社会経済情勢の把握 (8月～11月) 各施策の国・県の動向調査 (8月～11月)
11月	市民意識調査 (11月28日～12月14日) 転出者・転入者アンケート (11月24日～12月22日)		
平成24年 3月	3月議会総務委員会報告 (市民意識調査の実施経過について)		
4月			第1回 担当課ヒアリング (4月23日～5月1日)
5月			第1回 庁内検討会議 (5月21日)
6月	6月議会総務委員会報告 (市民意識調査の結果および 春日部市総合振興計画後期基本 計画の策定状況について)		
7月			第2回 担当課ヒアリング (6月28日～7月5日)
8月		第1回 (8月2日) 第2回 (8月24日)	第2回 庁内検討会議 (8月20日)

9月	9月議会総務委員会報告 (春日部市総合振興計画後期 基本計画策定状況について)		第3回 庁内検討会議 (9月20日)
	第1回 全員協議会 (9月27日)	第3回 (9月28日)	
10月	市民意見提出手続 (10月1日～10月31日)		
11月			第4回 庁内検討会議 (11月5日)
	第2回 全員協議会 (11月13日)	第4回 (11月9日)	
		答申 (11月19日)	
12月	12月議会総務委員会報告 (春日部市総合振興計画後期 基本計画の策定に係る今後の スケジュールについて)		

6. 用語解説

あ 行

Is値	構造耐震指標のこと。地震に対する建物の強度、靱性を評価して、建築物の階ごとに算出する。
ICT	Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術。
開かずの踏切	ピーク1時間当たりの遮断時間が40分以上の踏切のこと。全国に約600カ所存在している。
明日の農業担い手育成塾	農業大学校卒業程度の一定レベルの研修を修了した新規参入希望者に対し、実践研修・農地確保・資金相談などを実施し、円滑な就農を支援する事業のこと。
アダプトプログラム	公共空間（道路・公園・河川など）を養子と見立て、市民団体や企業ボランティアを里親とし、環境美化を推進するシステムのこと。
アメニティ	住み心地のよさや居住性のよさのこと。
安心安全メール	地域と連携しながら、携帯電話やパソコンの電子メールを通じて不審者情報や防災情報、防犯情報などを一斉に配信することで、事故や事件を未然に防ぐシステムのこと。
生きる力	確かな学力と豊かな人間性、健康・体力のバランスの取れた力のこと。学習指導要領の理念。
一次救急	入院や手術を伴わない初期救急医療のこと。
一級河川	国土交通大臣が社会資本整備審議会や関係都道府県知事の意見を聴き、指定する河川のこと。
一般廃棄物処理基本計画	市域内の一般廃棄物の適正な処理にかかる長期的・総合的視野に立った基本となる事項を定める計画のこと。
インターナショナルフレンドシップデイ集会	市内の小・中学生が、さまざまな言語を話す人々と交流することにより、異文化や自文化に対する理解を深め、共通言語としての英語を体験することにより、英語学習に対する意欲を高め、国際理解教育の促進を目的とする集会。

うごく子ども110番	市の公用車や協力団体の車などに「うごく子ども110番」のステッカーを貼り、子どもたちの緊急避難場所を確保することで、登下校中の子どもたちを事件・事故などの被害から守るもの。
英語指導助手	小学校や中学校に、児童・生徒の外国語学習や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している助手。
衛星通信ネットワーク	災害時に地上での通信回線の途絶に対処するため、衛星通信の回線を利用して、全国の都道府県や市町村などと情報連絡を可能とする通信設備のこと。
H I V	ヒト免疫不全ウイルスのこと。人の免疫細胞に感染して免疫細胞を破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症させる。
A L T	Assistant Language Teacherの略語。児童生徒の英語力向上と国際性を身に付けることを目的に、各学校に派遣されている外国人英語指導助手。
エコドライブ	自動車を運転する時に、急発進や急加速をしないなど、環境負荷の少ない運転をすること。
N P O	Non-Profit Organizationの略語。市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人（NPO法人）および市民活動団体やボランティア団体などの任意団体。
延焼遮断帯	市街地において火災の延焼を防止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園などの都市施設と不燃空間のこと。
延長保育	通常保育時間の午前7時から午後6時までの11時間を超える保育を行うこと。
オープンスペース	都市や敷地内で建物のたっていない土地、広場のこと。災害時の一時的な避難所としても活用される。
温室効果ガス	太陽光により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと（二酸化炭素、メタンなど）。

か 行

介護給付	障がいのある人で、居宅での介護（ホームヘルプ）や施設での介護（短期入所）などを必要とする人の申請に基づき、市町村障害程度区分認定審査会での総合的な判定を踏まえ、障害程度区分（区分1-6）の認定を受け、必要な介護の度合いに応じて受けることができる障害福祉サービスのこと。
介護支援ボランティアポイント	65歳以上の元気な高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合に、「ポイント」が得られ、たまった「ポイント」に応じて換金できる仕組み。
介護保険事業計画	介護保険事業運営の基本となる計画で、介護サービスおよび地域支援事業の量の見込みや、その確保のための方策を3年を1期として定めるもの。
介護予防	高齢者が要支援・要介護になることをできる限り防ぐこと。また、要支援・要介護になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。その結果、高齢者ができる限り自立した日常生活を営めるよう生活の質の向上を目指すこと。
回遊軸	歩行者が拠点間を安全で快適に回遊するための道路など。
かかりつけ医	特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。
花き	切花、鉢物など観賞用に栽培する植物のこと。
核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。戦後の我が国の世帯、家族構成の動向として核家族化が進行している。
春日部・越谷業務核都市基本構想	首都圏整備法に基づく第5次首都圏基本計画において、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う「分散型ネットワーク構造」が首都圏の目指すべき地域構造として位置づけ、その実現のため育成・整備を進める業務核都市（広域連携拠点）として、「春日部・越谷地域」が位置づけられている。
かすかべし出前講座	行政職員などが市民の求めに応じて市民グループや学校に出向き、講義や実技を行う事業。

かすかべびーず訪問	国が定める乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、春日部市母子保健推進員などが、生後2カ月前後の乳児のいる家庭を訪問する事業。4カ月児健診の受診票などを持参し、子育てに関する情報提供を行う。
かすかべ未来研究所	厳しい財政状況を踏まえつつ、多様化・高度化する市民ニーズにバランスよく、かつ的確に対応するため、政策の最適化を検討する庁内シンクタンクのこと。
家族経営協定	家族労働によって成り立っている個々の農家が、家族の合意により、農業経営の方針、役割分担、労働報酬、休日などの諸事項について文書により取り決めたもの。
学校図書館図書標準	小・中学校図書館の図書について、各学校の学級数に応じた蔵書冊数の目標として、平成5年3月に国が定めたもの。
家庭の日	家族全員で過ごす時間が少なくなりがちな中、家族団らんのかたまりを設けたり、家族一緒に地域の行事に参加するなど、改めて家庭を振り返り、明るい家庭づくりを考える日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と設定したもの。県民運動として、青少年育成埼玉県民会議が中心となり、普及啓発活動を推進。
環境基準	人々の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことであり、大気、水質、騒音、土壌、ダイオキシン類について定められている。
環境基本計画	春日部市環境基本条例第10条の規定に基づき、同条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。
環境基本条例	環境に関する分野について、市の政策の基本的な方向を示す条例。具体的には、①基本理念（基本的な考え方）を定め、②市、事業者および市民の役割を明らかにするとともに、③環境の保全および創造に関する市の施策の基本となる事項を定めている。
環境共生都市	都市の利便性、快適性を求めて都市環境を積極的に創造していく側面（創出的環境）と地球環境への負荷軽減、人と自然との共生を目指した側面（自然的環境）の双方についてそのバランスを取りながら総合的な都市環境の質の向上を図っていく都市のこと。
環境美化活動	市民や団体などが歩道の清掃、除草、植栽の管理などを行うこと。

観光農業	通常の農業と観光を組み合わせにより一層の農業の振興を図ろうとする取組のこと。果樹園の観光農園化など。
幹線道路	重要な地域を結ぶ主要な道路のこと。
基幹系システム	住民記録、税、国民健康保険、国民年金、福祉業務などの基幹業務を取り扱う情報システムのこと。
危機管理	危機の発生を未然に防止する手立てや、被害を最小限にするための事前対策から、危機発生時の対応や復旧対策までを含めた幅広い局面に対応していく取組のこと。
救急救命士	救急救命士法に基づき、救急救命士の名称を用いて、医師の指示のもと、救急処置を行うことができる者をいう。
行政改革大綱	行政運営の継続的な見直しを進めるため、行政改革の基本的な方針や推進項目などを定めた指針。
行政評価制度	行政の現状を認識し、効率的・効果的な行政運営を図るために、事務事業などについて、指標を用いて成果の状況や運営効率などを評価する制度のこと。
共通番号制度	国民一人ひとりに番号を付し、税、福祉、医療などの情報を関連づける仕組みのこと。
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政が協力してまちづくりに取り組むことなどに用いられる。
共同生活援助 (グループホーム)	就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ・Ｂ型）、自立訓練事業などを日中利用している知的・精神障がい者に夜間の住居を提供して、共同生活の場において食事の提供など、日常生活上の世話をすること。住居は、１つである必要はなく、２、３の住居をひとまとめにして、１つの共同生活援助（グループホーム）事業として指定を受けることができる。
キララ舗装	交差点内で運転手の注意を促すために、ガラスビーズを混入した舗装のこと。
緊急処理事態	大規模テロなど武力攻撃に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態や、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者や、体の不自由な人などが急病や火災などの緊急事態が起こった際に、ワンタッチで受信センターにつながり、緊急車両の手配ができるシステムのこと。通常時には健康相談などにも応じることが可能。
クイックサービス	行政上の手続きを1カ所の窓口で完了させることができる「ワンストップサービス」のうち、証明書などの発行を素早く行うサービスのこと。
グリーンベルト	歩行者の安全を確保するため、歩道のない道路の路側帯にカラー舗装を施すもの。
グローバル化	さまざまな面において、世界的・地球全体的な規模に変わること。グローバル(Global) は「世界的な」という意味。
グローバル・スタンダード	金融システムや経営システムなどにおいて、国際的に共通している理念やルールのこと。
ケアマネジャー	要介護者などからの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者などとの連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する専門的な知識・技術を有する人。
ケアマネジメント	社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント（総合評価・事前評価）によりニーズを明確化して、適切なサービス提供を目指し、さまざまな地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程をいう。
景観アドバイザー制度	条例に基づき設置されている景観アドバイザーが良好な景観形成のために公平な立場で指導や助言を行う制度のこと。
景観条例	「景観」とは、自然の風景や街並みなど目に見えるものと、心に残るようなまちの雰囲気、昔から伝えられた文化などをいい、市では、ゆとりとうるおいのある、個性豊かで魅力あふれる快適な都市をつくるため、「春日部市景観条例」を制定し、良好な景観の形成を目指している。
芸術文化振興会助成事業	市民が優れた芸術文化事業に触れる機会を提供するために助成する事業。
計量思想	社会生活や経済活動の基盤として、計量が重要な役割を果たしており、適正な計量が、取引や証明、健康管理にとって不可欠であるという考え方。

計量制度	正確な計量を確保するための社会システムのことで、「計量法」（現法は平成5年11月から施行）に基づいて確立されている。同法律では計量単位や適切な計量機器の供給などについて定められている。
ケースワーカー	生活困難者・高齢者・心身障がい者などから、生活上の相談（治療・医療費・保険・退院後の生活などについての質問）を受け、援助する専門職のこと。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地の環境などの維持増進を図るため、土地所有者などが一定の区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定めた私法上の協定のこと。
広域幹線道路	高速自動車道や国道など、複数の県や市、生活・経済圏を連絡する道路のこと。
広域連携拠点（業務核都市）	地域の中心となる都市のうち、とくに都市としての諸機能（業務、商業、文化、居住などの機能）が集積され、全国的にも広域的な連携・交流の要となる都市のこと。
公営企業会計	国や地方公共団体が営む水道事業や病院事業などの企業部門が行う会計のこと。
高額療養費貸付制度	病気やケガで入院して、同一月の医療費の自己負担額が一定の基準（自己負担限度額）を超えた場合、請求により償還されることになっているが、その間の医療費の支払いにあてた資金を無利子で融資する制度のこと。
後期高齢者医療制度	医療制度改革に伴う「健康保険法などの一部を改正する法律」（平成18年6月公布）によって、平成20年4月から施行した75歳以上の高齢者などを対象とする独立した医療制度のこと。保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行う。
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。
洪水ハザードマップ	河川の堤防決壊、氾濫などによる被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水情報や避難場所、水害に対する知識や心得などの各種情報をわかりやすく表示した地図のこと。
行動主体別環境行動指針	環境基本計画の推進主体（市民・事業者・市）に対し、環境に配慮した行動をまとめたもの。

高度救命処置用 資機材	救急救命士が心肺機能停止状態の傷病者に対して、医師の指示のもとに救急救命処置を実施するための気道確保用器具、ビデオ喉頭鏡、自動体外除細動器および血中酸素飽和度測定器などの資機材のこと。
交流人口	通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として、市外からその地域に入ってくる人の数のこと。
高齢者いきいきライフ 支援事業	高齢者が、心身ともに健康で、生きがいを持って生活することができるようにするため、健康・生きがいづくりに必要な支援事業として実施。
高齢者の権利擁護	判断能力が十分でない認知症高齢者などの財産や権利を保護する成年後見制度や、自立した地域生活のための福祉サービスの利用支援を行う日常生活自立支援事業がある。また、高齢者の虐待への対応も含む。
コーディネート	研究や事業などの取組を推進する際に、関係者や関係機関を結びつけ、その連携や事業運営を円滑に行われるようにすること。調整。
国内総生産（GDP）	GDP：Gross Domestic Productの略語。一定期間の国内の生産活動による財貨・サービスの産出から原材料などの中間投入を控除した付加価値の総計のことであり、国の経済規模を表す指標。GDPの変化率を経済成長率という。
こころのサポート チーム	いじめ・不登校など、悩みや不安を抱えている児童生徒や保護者、対応する担任などを継続的・組織的に支援する臨床心理士などによるチームのこと。
5 疾病 4 事業	5 疾病とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患で、4 事業とは、救急医療、災害時における医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療のこと。
こどもかけこみ 110番の家	小学校の通学路に面した家庭や商店などに「こどもかけこみ110番の家」のプレートを掲示してもらい、子どもが事件や不審者に遭遇した際の緊急避難場所とするなど、地域全体で子どもたちの安心安全を図るもの。
コミュニティバス	自治体などがまちづくりなど住民福祉の向上を図るため、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者などの外出促進、公共施設の利用促進を通じたまちの活性化などを目的として、自らが主体的に運行を確保するバスの総称のこと。

コンパクトな市街地	都市郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いていける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうという考え方に基づいた都市のあり方のこと。
コンピュータウイルス	電子メールやホームページ閲覧などによってコンピュータに侵入し、個人情報の漏えいなどの不利益をもたらす特殊なプログラムのこと。
さ 行	
災害時要援護者	高齢者、障がい者、乳幼児などで、災害時においてとくに配慮を必要とする者。
再生可能エネルギー	エネルギーとして永続的に利用することができると認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど。
埼玉県東部中央都市連絡協議会	春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町で構成する協議会のこと。圏域における住民の生活環境の向上と調和のとれた地域の発展を目指すことを目的に設立され、公共施設の相互利用などを実施している。
彩の国いきがい大学	埼玉県は、財団法人いきいき埼玉が実施する「彩の国いきがい大学」を高齢者の学習の場として、高齢者が社会の変化に対応できる能力を身につけ、社会参加による生きがいを高め、卒業後は地域活動のリーダーとして活躍していただくことを目的に、開校している。一年制課程では、社会参加の促進を目的とするカリキュラムを学習し、二年制課程では、一般教養を学習する共通科目に加えて、複数の専門科目に分かれて学習を行う。また、学習にあわせて、学生が主体的に自治会活動やクラブ活動を行い、学生が相互の交流を深め、いきいきと活力あふれる学園生活を送っている。
CATV (ケーブルテレビ)	ケーブルを用いて行う有線放送のうち、有線ラジオ放送以外のもの。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話(固定電話)なども含む複合的なサービスを指す。
JTE (日本人英語指導助手)	Japanese Teacher of Englishの略語。英語活動を補助するために、各小学校に派遣されている英語に堪能な日本人の指導助手。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。
資源化率	ごみ総排出量（収集量＋直接搬入量＋集団回収量）に対する総資源化量（集団資源化量＋直接資源化量＋中間処理後資源化量）の割合のこと。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入にできる財源。主に、市町村税、使用料、手数料など。
自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織のこと。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。
自主防犯活動団体	地域住民の方々などの防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を目的とした組織。
自助・共助・公助	自助とは、自分の責任で、自分自身が行うこと。共助とは、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。公助とは、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。
地震ハザードマップ	地震による被害を最小限に抑えることを目的として、地震の揺れやすさ、地震による建物の倒壊の危険度および液状化の区域をわかりやすく表示した地図のこと。
次世代育成支援行動計画	急速に進行する少子化の流れを変えるため、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、国・地方公共団体、企業などが一体となり、平成17年度から平成26年度までの10年間において、集中的・計画的な取組を進めるため策定した計画のこと。
自治基本条例	まちづくりの基本理念と基本的ルールを定めた条例のこと。
自治体クラウド	近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上などを図るもの。
市長の出前市政懇談会	市政に対する意見を広く市民から聴くために、市民と市長の対話の機会として設けたもの。市内在住・在勤で構成される10人から20人程度の団体を対象としている。

市長のふれあい訪問	団体やサークルの活動場所に市長自らが訪問し、市民と懇談する取組のこと。
指定管理者制度	地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理について、株式会社をはじめとした民間法人などに任せることを可能にした制度のこと。
シティセールス	地域の魅力を市内外へ戦略的にアピールすることで、まちのイメージアップを図り、まちの持続的な発展へとつなげる取組のこと。
児童委員	児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者のこと。厚生労働大臣より委嘱され、民生委員が兼務する。
児童憲章	日本国憲法の精神に基づいて、1951年に制定された児童の権利の宣言的文書のこと。
自動交付機	住民票、印鑑登録証明書などの交付機。暗証番号の入った登録カードが必要で、市役所（本庁）、庄和総合支所、武里出張所の3ヶ所において、午前8時30分から午後9時まで利用可能。
児童センター	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される児童厚生施設のこと。施設には、児童の遊びの指導をする児童厚生員が配置されている。
児童の権利に関する条約	一人ひとりの子どもがその能力を最大限に発達させ、自由で民主的な大人へと成長する権利を保障し、それを実践するために国や大人がしなければならないことを規定した国際条約（1989年国連採択）で、日本は1994年に批准。
地場産業	地元資本による企業群が、一定の地域に集積し、原材料、労働力、技術といった地域内の経営資源を活用して、生産や販売活動を行っている産業のこと。
市民参加推進条例	市民が計画の策定や条例の制定などの過程に参加する基本理念や事項を定めた条例のこと。平成20年に施行。
市民の日	郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、春日部市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。毎年10月1日。
社会教育	学校教育を除く、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動のこと。

社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉を推進する団体として位置づけられている。全国、都道府県、市町村の各段階で組織されており、住民参加による地域福祉推進のためボランティア活動の推進や住民参加型福祉サービスなどを行っている。
集学的治療	外科的治療、内科的治療、放射線治療など複数の治療法を組み合わせる治療法のこと。
周産期医療	妊娠後半期以降の母体と胎児や新生児に対し、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供すること。
住生活基本計画	地域の実情や特性に応じた住まいづくりを推進するため、住宅政策の基本的な方針や具体的施策などを定めた計画のこと。
住民基本台帳カード	住民票に記載された氏名および住民票コードなどが記録されたICカードのこと。写真付きのものは身分証明書としても利用できる。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与すること。
就労継続支援制度 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与すること。雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結などにより支援を行うA型と雇用契約に基づく就労が困難である者に対して支援を行うB型に分かれる。
首都圏基本計画	首都圏の整備に関し、国が策定する基本的・総合的な計画のこと。おおよそ10年から15年毎に策定しており、現行の第5次基本計画は平成11年に決定され、平成17年度末をもって、首都圏整備計画に一本化された。
首都圏外郭放水路	国土交通省により、国道16号の地下約50mに建設された延長約6.3kmの地下放水路のこと。施設は、中川流域にある大落古利根川・中川などの河川から洪水を取り入れる流入施設、地下で貯水・流下する地下河川、そこから洪水を排出する排水機場などで構成されている。

ジュニアリーダー 養成	地域における青少年活動の活性化を促進するために、その中心的役割を担うジュニアリーダーを養成するもの。具体的には、キャンプやハイキング、ボランティアなどのさまざまな活動を通して、自ら考え行動する能力を高めるなど、リーダーとしての資質の向上を図るもの。対象者は、概ね中学生から高校生まで。
循環型社会	廃棄物などの発生を抑制し、廃棄物のうち有用なものを循環資源として利用するとともに、どうしても使えないごみは適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
しゅんせつ 浚 渫	河川の川底などの土砂を掘りとること。
準用河川	河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定する河川のこと。
生涯学習	人々が自己の充実啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習。
生涯学習人材情報 登録制度	自己の知識、技能などを市民の生涯学習活動に役立てたい市民を登録し、紹介する制度のこと。
生涯学習推進計画	市民が生涯にわたって自己の充実、生活向上を果たせるような生涯学習支援体制を整備し、市民の豊かな発想を取り入れながら、生涯学習を通じて春日部市の活力とうるおいのあるまちづくりを進めるための計画。
障害者就労支援 センター	障がい者の就労機会の拡大を図るため、障がい者やその家族の求めに応じて、職業相談・就職準備支援・職場開拓・職場実習支援・職場定着支援などの支援を行う拠点のこと。
障害者職業センター	ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力などの評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供する機関のこと。
生涯スポーツ	誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ活動に親しむことをいう。
焼却 ^{ざんさ} 残渣	廃棄物を焼却炉で燃した際に生じる焼却灰のこと。
情報系システム	文書の管理、会計処理、職員のスケジュール管理など、主に行政内部の事務を取り扱う情報システムのこと。

情報セキュリティ	重要だと考える「情報」に関して、機密を守り、誤った使用や改ざんを防ぎ、必要なときに安全確実に利用できるようにしておくこと。
情報利用格差	情報通信基盤の整備状況の違いや、情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する能力を楽しく身につけるための学習などの取組のこと。
職員提案制度	市政全般に関する提案を広く職員から求め、市の施策に反映させることにより、市政の効果的および効率的な運営を図り、もって職員の資質の向上に資することを目的とした制度のこと。
食生活改善推進員	食生活と密接な関係がある生活習慣病を予防し、健康づくりを積極的に進めていくために、地域住民に対して食生活の改善を中心とした普及啓発活動を推進する役目を担っている人のこと。
ショッピングモール	遊歩道や歩行者専用の買い物広場などのある商店街のこと。車両乗り入れが禁じられているところが多い。
シルバー 人材センター	就業意欲がある高齢者を会員とし、その希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人のこと。
シルバードライバーズ ドック	満65歳以上の方々を対象に、教習所の指導員が安全運転の健康度をチェックする体験型の講習会などのこと。
人権擁護委員	法務大臣が委嘱した民間のさまざまな分野の人々のこと。地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護しており、具体的な活動としては、大きく分けて、人権啓発、人権相談、人権侵犯事件の調査・処理がある。
身体障害者手帳	身体に障がいのある人が、さまざまな福祉施策を利用するために必要な手帳のこと。
スプロール	都市が郊外に無秩序・無計画に伸び広がっていくこと。
スマートフォン	従来の携帯電話にパソコン並みの機能を持たせたもの。スマート（賢い）フォン（電話）が名前の由来。常にネットワークに接続して利用する。

成果指標	計画に掲げる施策目標の実現に向けて、取組の成果を把握していくため、具体的な目標となる項目と達成され維持されるべき水準をわかりやすく示した指標のこと。
生活道路	その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道路のこと。
生活福祉資金	低所得者、障がい者、日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにするための融資制度。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、高血圧・心疾患・がんなどの発症・進行に關与する疾患群のこと。
生産緑地	市街化区域にある農地を計画的に保全することによって、その緑地機能を活かし、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとする都市計画上の制度のこと。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にある人が、さまざまな支援施策を利用するために必要な手帳のこと。
せきめん 石綿セメント管	セメントに石綿を混ぜて製造したもの。昭和30年代を中心に全国の水道事業体で採用されたが、経年劣化が早く、強度が低下して漏水の大きな原因となっていたため、布設替えが進んでいる。
セクシュアルハラスメント	職場や学校、地域活動の場において相手の意に反して不快や不安な状態に追い込む性的な嫌がらせのこと。
接遇力	相手の立場になって話を聞き、相手の求めるものを的確に理解する力や、温かく思いやりのある態度で、相手が理解できるように丁寧にわかりやすく説明する力など、おもてなしの心を形にする力のこと。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民の自主的な運営を原則として、学校などの身近な施設を活用し、子どもから高齢者までが、さまざまなスポーツ・レクリエーションを楽しんだり、指導を受けたりすることができる地域のスポーツクラブのこと。
ソーシャルゲーム	インターネット上で人とのつながりを作り出すサービスにおいて提供されるオンラインゲームのこと。

ソーシャルネットワーキング	インターネット上で人と人とのつながりを作り出すこと。インターネットを通じて、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった新たな人間関係が生まれる。
ソーシャルメディア	インターネット上で個人や組織が広く情報発信や意見表明をできるようにするメディアの総称。

た 行

ダイオキシン類	廃棄物焼却施設などから排出される有害物質で、人体にがんや生殖異常などの危険性が指摘されている化学物質のこと。
待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童（他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く）。
タブレット端末	PCやモバイル端末のうち、画面上を直感的に手で操作することができる、板状の持ち運び可能なコンピュータのこと。
地域FM	市町村の一部の地域において、開局している放送局のこと。主な内容は、地域の特色を生かした番組や、急を要する情報の提供などで、地域に密着した情報の発信拠点としての役割が期待されている。
地域活動支援センター	障がい者および障がい児が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図る施設のこと。
地域教育相談員	市内の中学校で、さわやか相談員を補佐して、子どもたちのさまざまな悩みや相談などに応える相談員。
地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする人々に対して、一人ひとりに最も適した保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供するシステム。
地域高規格道路	2車線以上の車線を確保し、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60km/h以上の高速サービスを提供できる道路で、高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する道路のこと。

地域住宅計画	支援制度である社会資本整備総合交付金を受けるため、概ね5年程度の住宅政策の具体的な事業計画を定めた計画のこと。
地域生活支援事業	障がい者が地域で生活するための各種の支援を行う事業のこと。
地域通貨	限定地域や共同体だけで利用可能である通貨やそのシステムの総称。
地域福祉	地域社会で地域住民の持つ問題を解決したりその発生を予防したりするための社会福祉施策と、それに基づく実践のこと。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が特徴。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことなどを目的とする中核機関。
地域防災計画	地方公共団体の総合的な災害対策の基本となる計画のこと（災害対策基本法第42条の規定に基づき作成される）。
地域密着型サービス	認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加などを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、市町村が定める日常生活圏域内でサービスの利用および提供が完結するサービスのこと。認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護などのサービスがあり、市町村が事業者の指定および指導・監督を行う。
地球温暖化	人の活動に伴って発生する二酸化炭素、フロン、メタンなどの温室効果ガスが、地表から宇宙空間に放出される赤外線を吸収することにより、地球全体の温度が上昇する現象のこと。
地区計画	良好な市街地の環境の形成・保全を目的として、一体のまとまりのある区域について定める都市計画。建物の建築や宅地の造成などのルールを定めて規制・誘導するもの。
地産地消	地域で生産されたもの（農産物など）をその地域で消費すること。国の基本計画では、地産地消を通じて、農業者と消費者を結びつけ、「顔が見え、話ができる」関係で、地域の農産物などを購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけている。
地方交付税	地方交付税には、地方公共団体が等しく事務を遂行できるように、一定の基準により交付する普通交付税と災害復旧などの特殊事情に応じて交付する特別交付税がある。

地方分権・地域主権	国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性や自立性を高めること。
チャイルドシート	子どもを自動車に乗車させる際、子どもの安全を確保するために身体を座席に固定する装置。日本の法令上は幼児用補助装置と呼ばれている。平成12年4月1日に改正された道路交通法により、運転者が6歳未満の幼児を自動車に乗車させる場合に使用が義務付けられた。
ちゅういち 中一ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象のこと。
長期債務残高	利払いや償還（元本返済）が主として税財源によりまかなわれる長期債務を国・地方の双方について集計したもの。資金繰りのための短期の債務や、貸付先からの回収金により利払い・償還を行う財投債は含まれない。
超高齢社会	高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%を超える社会のこと。7%以上が高齢化社会、14%以上が高齢社会。
ツイッター	「ツイート」と称される短文をインターネット上に投稿でき、全国の自治体で公式情報の発信に活用する取組が行われている。
TMO	Town Management Organizationの略語。中心市街地におけるまちづくりを総合的にマネジメント（運営・管理）する機関のこと。
デイサービス	介護保険によるサービスの一種で、要介護者または要支援者が老人デイサービスセンターなどに通って、入浴や食事などの介護をしてもらい、生活上の相談・助言、健康状態確認などの日常生活の世話や機能訓練を受けられるもの。
低炭素社会	石炭や石油などの燃料を使用することで発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることにより、世界中の気候に影響を与える地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめると同時に生活の豊かさを実感できる社会を目指すもの。
データセンター	情報システムの運用や管理などのサービスを提供するため、さまざまな設備を保有した施設のこと。

電子市役所	従来の市役所の機能に加えて、インターネットなどによる行政情報や行政サービスの提供および情報技術を活用した効率的な行政運営などを行う機能を備えた市役所のこと。例えば、オンラインによる申請などが可能になることにより、市民は時間・場所などの束縛を受けることなくさまざまな申請を行うことが可能となる。
電子申請	これまで、窓口などで行われていた申請や届出を、本人もしくは代理人がインターネット上で利用できるようにしたもの。
電子入札	入札に関する一連の事務のすべてをインターネットにより行う入札方法。
統合型地理情報システム	内部で保有する地理情報を各部署で共用できるように一元的に整備・管理し、各部署で活用する庁内横断的な地理情報システムのこと。
同和問題	日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻にして重大な社会問題のこと。
特定計量器	計量法で規制の対象となっている計量器のこと。 「特定計量器」は、検定に合格しないと取引・証明に使うことができません。
特定健康診査・ 特定保健指導	平成20年4月から始まった40歳～74歳までの公的医療保険加入者を対象とした健診制度のこと。特定健康診査とは、メタボリックシンドロームに着目した健診のことで、その健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して行う生活習慣の改善に向けたサポート（支援）を特定保健指導という。
特別支援学級	障がいの種別ごとに少人数学級で、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた教育を行う学級。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育。
特例市	「政令指定都市」、「中核市」に次ぐ都市制度として創設されたもので、地方分権の推進を目的に、人口20万人以上の要件を満たす市を対象に、県の事務の一部を移譲する制度。特例市が処理できる主な事務は、環境保全行政に関する事務、都市計画などに関する事務がある。

都市計画道路	土地利用、交通などの現状および将来の見通しのもとに計画的な整備を図るべき道路として、都市計画法に基づき都市計画決定されたまちづくりの先導的な役割を果たす道路のこと。
都市計画マスタープラン	ゾーニング（土地の用途区分）などの土地利用規制、都市開発などの根拠となる長期的総合的計画で、都市計画に関する基本的な方針を定めたもの。単にマスタープランと呼ぶこともある。
都市公園	都市計画施設、もしくは都市計画区域内に設置される公園または緑地のこと。
都心部環状道路	都心部の骨格を構成する都心環状網の道路のこと。
土地区画整理事業	道路・公園などの都市施設を、総合的かつ計画的に整備する事業手法のこと。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある男女の間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

な 行

ニート	NEET: Not in Education, Employment or Trainingの略語。就業・通学をしていない15～34歳の独身者のうち、就職したいが就職活動をしていない者、または就職したくない者。
二次救急	入院や手術を要する症例に対する救急医療のこと。
二次災害	事件・事故災害が起こった際に、それに関連して起こる災害のこと。確認不足、連絡不足を原因とすることが多いため、平常時に災害が起きた際の確認・連絡体制を明確に定めておくことが必要。
日中活動	入所施設サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、昼のサービスの「日中活動」と夜のサービスの「居住支援」の2つの事業に分けられている。
ニュースポーツ	① 国内外を問わず最近生まれたスポーツ、② 諸外国で古くから行われていたが、最近日本国内で普及したスポーツ、③ 既存のスポーツや成熟したスポーツのルールなどを簡略したスポーツなどの総称。

認知症	見る、聞く、考えるなどの認知機能が、脳梗塞などの脳血管疾患やアルツハイマー病などの原因により低下し、社会生活や職業上の機能に支障をきたす状態のこと。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業改善計画書」を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと。
農業就業人口	満15歳以上の農家世帯員のうちで、農業だけに従事した者と、農業以外の仕事に従事していても、農業に従事した日数の方が多い者の合計。
農業ヘルパー制度	市内の農家の労働力を補うため、農業に興味があり、市に登録をしたヘルパーが、農家の依頼に応じて農作業に協力する制度のこと。
農地の流動化・集積化	農業経営規模を縮小する農業者から、拡大する農業者に、売買や賃貸などにより、農地の権利が移動し、農地が集まること。
農地利用集積円滑化団体	平成21年度の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地を面的にまとめることによって、効率的に利用できるように創設された団体のこと。農地利用集積円滑化団体になることができるのは、市町村、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会など。
ノンステップバス	だれでも乗り降りがしやすいよう、乗降口の階段をなくしたバスのこと。
は 行	
はちまるにいます 8020運動	満80歳で20本以上の歯を残そうとする歯科に関する運動で、厚生労働省、日本歯科医師会が推進している。
パブリックコメント	行政が政策立案する際に市民などの意見をあらかじめ聞いておき、それを反映させる手法のこと。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。もともとは、段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障がいのある人の社会参加を困難にする障害の除去（ソフト面の社会的、制度的、心理的な障害）を含む。

非核平和都市宣言	核兵器や大量殺りく兵器の廃絶を強く望むとともに世界の恒久平和の確立を目指した宣言。平成21年に制定。
東埼玉道路	八潮市内の東京外かく環状道路を起点として、草加市、越谷市、吉川市、松伏町を経て、庄和インターチェンジに接続する総延長17.6kmの自動車専用道路。
東日本大震災	平成23年3月11日に三陸沖で発生した地震による大災害。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方の太平洋側を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。
非正規雇用	正社員以外のアルバイト、パートタイマー、人材派遣などの雇用形態のこと。
病院群輪番制	緊急の手術、入院を要する救急患者の治療にあたる複数の病院が輪番により、交代で休日、夜間の診療にあたる制度のこと。
費用対効果	施策の効果と施策の実施に係る費用との関係。または、かかった費用に対する効果の程度のこと。施策の有効性の評価に用いられる。
ファミリー・サポート	仕事と育児の両立のため、日中、家庭において育児ができない人を対象に、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」との相互援助活動の調整を行うもの。
不正アクセス	不正な手段によってネットワークを通じて他人のコンピュータを利用すること。または、そのような利用を試みること。
不明水	上水道でいう不明水とは、配水本管の漏水や、本管から各世帯のメーターまでの漏水などで、実測できない水量をいう。また、公共下水道でいう不明水とは、地下水や雨水などが汚水管に入り込む水をいう。
武力攻撃事態	我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態や、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
ふれあい大学・大学院	市が高齢者に提供する1年間の学習の機会と場で、ふれあい大学は、社会参加による生きがいの必要性を目的に、主に高齢者の生活、健康・介護予防、新しい制度・情報、春日部市、地域活動などについて学習する。また、ふれあい大学院は、より踏み込んだ本格的な知識の習得、人生を豊かにする探究心の向上を目的として、主に日本文学史・医療・地域福祉などについて専門的に学習している。

フロアマネジャー	窓口業務のサービス向上を目的として、市役所のフロアに配置した職員のこと。
ベッドタウン	都心へ通勤する人の住宅を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市のこと。
放課後児童クラブ	保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後や春・夏・冬休み・土曜日の学校休業日に児童館、保育所、学校の余裕教室、団地の集会所などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、指導し、健全な育成を図るもの。
防災拠点	災害発生後の応急、復旧対策活動を効果的に行うための核となる施設のこと。
防災情報システム	被害状況の把握、情報の伝達などを迅速かつ的確に行うための通信機器のこと。
放射性物質	放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。
保水・遊水機能	保水機能とは、防災調整池などにおいて雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水機能とは、河川沿いの田畑などにおいて雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。
ほ場整備	農地の区画整理を中心に、農業用水路、農道など農業生産基盤の面的な改良を一体的に行う事業のこと。

ま 行

埋蔵文化財包蔵地 ^{ほうぞう}	文化財保護法に規定される埋蔵文化財を包蔵する土地や範囲のこと。
まとめてサービス	行政上の手続きを1カ所の窓口で完了させることができる「ワンストップサービス」のうち、複数の手続きをまとめて行うサービスのこと。
水と緑のネットワーク	水辺の自然や事物、公園や緑地、歴史的・文化的施設などを結びつけ、親しみながら回遊できる都市空間を整備すること。
道の駅	道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」、「道の駅」を接点に活力ある地域づくりを行う「地域の連携機能」の3つの機能をあわせ持つ休憩施設のこと。

緑のカーテン	いわゆる壁面緑化。植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の室温上昇の抑制を図ることを目的として設置されるもの。
民生委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者のこと。保護を要する人を適切に保護指導したり、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力したりすることを職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財のこと。
メディカル コントロール体制	医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を保障することをさす。具体的には、① 救急救命士に対する指示および救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言体制、② 救急活動の事後検証体制、③ 救急救命士の再教育体制のことをいう。
メンタルヘルス	心の健康のこと。
メンタルヘルスケア	「心・精神面」について積極的にその健康度を高め、常に「よりよい心の状態をつくり、豊かでいきいきとした生活を送る」という考え方。
面的整備	ある程度の広範な地域主体を捉え、公園、道路、上下水道などの公共施設の整備と宅地の利用増進を一体的に図る複合的な整備のこと。地域整備。
や 行	
夜間救急診療	医療機関が休診となる夜間や休日に容態が急変した人のために、急患の診療を行うもので、市はその救急医療体制を整えている。
有害アプリ	スマートフォンなどにインストールすることにより未成年に不適切なウェブサイトのコンテンツを利用することができるようになったり、個人情報勝手に外部に送信するなど悪意のある動作をしたりするアプリケーション（ソフトウェア）のこと。
ゆうがく 遊学フェスティバル	日ごろの学習活動の成果を発表する喜びの場を提供し、市民に生涯学習の楽しさや素晴らしさを実感してもらい、学習活動への参加意欲を喚起する目的で実施する催しのこと。

遊休農地	耕作放棄地や不作付地帯などのこと。遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生源となるため、遊休農地対策は最優先の農政課題であり、遊休農地を解消し、耕作可能な農地に復元することが求められている。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。
要介護状態	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護を要する度合いによって、要介護1～要介護5の5段階に分けられ、要介護5がもっとも介護を必要とする状態。
要介護認定	介護保険制度において、介護サービスの利用を希望する人が介護保険の対象となるか、またどのくらいの介護を必要とするかを判定するもの。認定区分は、最も軽度の要支援1、要支援2から、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、最も介護を必要とされる要介護5の7段階に分けられる。
要支援1・2	要介護状態に至らないものの、身体上または精神上の障害があるために、一定期間にわたり継続して、日常生活に支障がある一方で、状態の維持・改善が見込める可能性の高い人のこと。支援する度合いによって要支援1・要支援2の2段階に分けられる。
用途地域	都市において住居、商業、工業などの種類の異なる土地利用の混在を防ぎ、それぞれの土地の利用にあった環境を保つため、建物の用途、形態について制限を行う制度のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童をはじめとする、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の問題について、関係機関などの連携により組織的に対応し、当該児童の早期発見および適切な保護を図るため、平成17年4月施行の改正児童福祉法に基づき設置した組織のこと。
予防査察	事業所などに立ち入り、設備および管理などについて検査を行い、火災予防上の不備欠陥事項などについて関係者に指摘し、その是正を促すこと。

ら 行	
ライフスタイル	従来、生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり全般のこと。さらに、生活に関する考え方や慣習など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。
ライフステージ	人間の一生をある時期で区切ったもののこと。一般的には、幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けることが多いが、結婚や子どもの誕生など区切りとなる時期を分けることもある。
ライフライン	都市活動を支える生活基盤の中で、生活維持に不可欠な電気・ガス・水道などの生命・生活を支える供給システムを総括したもの。
リサイクル	「再資源化」のことで、製品化されたものを再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
りゅうきゅうかん 龍Q館	慢性的な浸水地帯である県東部地域の浸水被害を軽減するために整備された、日本最大級である首都圏外郭放水路を紹介する施設のこと。地域との連携を図った総合学習・生涯学習施設としても機能している。
利用権	農業経営基盤強化促進法に定められる、農業上の利用を目的とする賃貸借もしくは使用賃貸借などのこと。農地法に基づく賃貸借と異なり、契約期間の満了とともに、農地が所有者に返還される。中途解約、再設定も可。
療育手帳	知的障がい者が一貫した療育・援助を受けるために必要な手帳のこと。
量目立入検査	事業所で販売している食料品の内容量が、その表記どおりに計量されているかどうかの検査のこと。
緑化協定	都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者などの全員の合意により協定を結ぶ制度のこと。
連続立体交差事業	鉄道を高架化または地下化することにより、道路と鉄道を連続的に立体交差化する都市計画事業のこと。